



毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 (株) 東 洋

購 読 料 (前納)

1 年 10,800 円

1 箇月 900 円

目 次

告 示

◇川崎市視覚障害者情報文化センター の指定管理者の指定 (第769号).....	3
◇自転車等の撤去と保管 (第770号).....	3
◇市道路線の認定 (第771号).....	3
◇道路区域の決定 (第772号).....	4
◇道路の供用開始 (第773号).....	5
◇市道路線の廃止 (第774号).....	5
◇道路区域の変更 (第775号).....	6
◇道路の供用開始 (第776号).....	6
◇2012年度版環境基本計画年次報告書 の公表 (第777号).....	7
◇道路区域の変更 (第778号).....	7
◇道路の供用開始 (第779号).....	7
◇生田緑地及び岡本太郎美術館の指定 管理者の指定 (第780号).....	7
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律による指定介 護機関の指定 (第781号).....	7
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律による指定介 護機関の変更 (第782号).....	7
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律による指定介 護機関の廃止 (第783号).....	8
◇道路区域の変更 (第784号).....	8
◇道路の供用開始 (第785号).....	8
◇自転車等の撤去と保管 (第786号).....	8
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定 (第787号).....	8
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定の一部解除 (第788 号)	10
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定 (第789号).....	11
◇川崎市北部リハビリテーションセン ターの指定管理者の指定 (第790号).....	12
◇社会復帰訓練所の指定管理者の指定 (第791号).....	12
◇道路区域の変更 (第792号).....	12
◇道路区域の変更 (第793号).....	12
◇道路の供用開始 (第794号).....	12
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定 (第795号).....	13
◇居宅介護支援事業者の廃止 (第796号).....	15
◇居宅介護サービス事業者等の廃止 (第797号).....	15
◇居宅介護サービス事業者等の廃止 (第798号).....	15
◇居宅介護サービス事業者等の廃止 (第799号).....	15
◇地域密着型サービス事業者等の廃止 (第800号).....	15
◇居宅介護サービス事業者等の指定に 関する告示の訂正 (第801号).....	16
◇居宅介護サービス事業者等の指定に 関する告示の訂正 (第802号).....	16
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律による指定医 療機関の指定 (第803号).....	16
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律による指定医 療機関の変更 (第804号).....	16
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律による指定医 療機関の廃止 (第805号).....	16
◇生活保護法及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律による指定施 術者の指定 (第806号).....	16

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施設者の廃止 (第807号)……………	16	◇一般競争入札の執行 (第10号) ……………	46
◇自転車等の撤去と保管 (第808号)……………	16	◇一般競争入札の執行 (第11号) ……………	47
公 告		◇一般競争入札の執行 (第12号) ……………	48
◇一般競争入札の執行 (第646号)……………	17	◇一般競争入札の公告 (第13号) ……………	50
◇道路の指定 (第647号)……………	18	◇一般競争入札の公告 (第14号) ……………	52
◇公募型プロポーザルの実施 (第648号)……………	18	◇一般競争入札の公告 (第15号) ……………	54
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第649号)……………	19	税 公 告	
◇プロポーザル方式による市有財産の貸付の実施 (第650号)……………	19	◇川崎市税公告第85号の訂正 (第90号) ……………	56
◇公園墓地管理手数料に係る督促状及び催告状の公示送達 (第651号)……………	22	◇納税通知書の公示送達 (第91号) ……………	56
◇一般競争入札の執行 (第652号)……………	23	◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第92号) ……………	57
◇一団地の総合的設計制度の認定 (第653号)……………	25	◇納税通知書 (課税額変更 (取消) 通知書) の公示送達 (第93号) ……………	57
◇川崎都市計画地区計画の案の縦覧 (第654号)……………	25	◇公売公告兼見積価額公告 (第94号) ……………	57
◇条例環境影響評価審査書の公告 (第655号)……………	25	◇川崎市税公告第91号の訂正 (第95号) ……………	60
◇一般競争入札の執行 (第656号)……………	30	◇督促状の公示送達 (第96号) ……………	61
◇一般競争入札の執行 (第657号)……………	31	◇市税過誤納金還付 (充当) 通知書の公示送達 (第97号) ……………	61
◇道路位置の指定 (第658号)……………	33	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第98号) ……………	62
◇開発行為に関する工事の完了 (第659号) ……………	33	上下水道局告示	
◇道路位置の指定 (第660号)……………	33	◇川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定 (第49号) ……………	62
◇開発行為に関する工事の完了 (第661号) ……………	33	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定 (第50号) ……………	62
◇特定非営利活動法人の設立の認証申請 (第662号)……………	34	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更 (第51号) ……………	62
◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (第663号)……………	34	◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第52号) ……………	62
◇道路の廃止 (第664号)……………	34	上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行 (第665号)……………	35	◇一般競争入札の執行 (第72号) ……………	63
◇土地区画整理法による換地処分通知の内容の掲示場所 (第666号)……………	36	◇一般競争入札の執行 (第73号) ……………	67
公 告 (調 達)		◇一時貸付契約に関する一般競争入札の執行 (第74号) ……………	69
◇一般競争入札の公告 (第 1 号) ……………	36	病院局規程	
◇落札者等の公示 (第 2 号) ……………	38	◇川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程 (第12号) ……………	71
◇一般競争入札の執行 (第 3 号) ……………	38	病院局公告 (調 達)	
◇一般競争入札の執行 (第 4 号) ……………	40	◇一般競争入札の公告 (第 1 号) ……………	73
◇一般競争入札の執行 (第 5 号) ……………	41	◇一般競争入札の執行 (第 2 号) ……………	77
◇落札者等の公示 (第 6 号) ……………	43	◇一般競争入札の公告 (第 3 号) ……………	80
◇落札者等の公示 (第 7 号) ……………	43	◇一般競争入札の執行 (第 4 号) ……………	82
◇落札者等の公示 (第 8 号) ……………	43	消防局公告	
◇一般競争入札の公告 (第 9 号) ……………	44	◇サイレンの吹鳴 (第10号) ……………	84
		教育委員会告示	
		◇教育委員会定例会の招集 (第26号) ……………	84
		◇日本民家園及び青少年科学館の指定	

管理者の指定 (第27号)	84
監査公表	
◇監査の結果の報告に基づく措置につ いて (第1号)	84
区公告	
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (幸区第39号)	90
◇住民票の職権消除 (幸区第40号)	90
◇印鑑登録の抹消 (幸区第41号)	91
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (幸区第42号)	91
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (中原区第46号)	91
◇住民票の職権消除 (中原区第47号)	92
◇印鑑登録の抹消 (中原区第48号)	92
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (宮前区第16号)	92
区選挙管理委員会告示	
◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆 議院比例代表選出選挙における第2 投票区の投票管理者職務代理者の解 任及び選任 (高津区第28号)	92

告 示

川崎市告示第769号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市視覚障害者情報文化センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市視覚障害者情報文化センター条例 (平成24年川崎市条例第32号) 第4条第3項の規定により告示します。

平成24年12月18日

川崎市長 阿部孝夫

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	川崎市視覚障害者情報文化センター 川崎市川崎区堤根34番地15
指定管理者	(所在地) 東京都新宿区高田馬場1丁目23番4号 (名称) 社会福祉法人日本点字図書館 (代表者名) 理事長 田中 徹二
指定期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

川崎市告示第770号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例 (昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。) 第10条第2項、

第11条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項 (第17条第3項において準用する場合を含む。) の規定に基づき告示します。

平成24年12月18日

川崎市長 阿部孝夫

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法
 - 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - 引取りのできる日時
火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - 引取りに要する費用
自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円
 - 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(別紙省略)

川崎市告示第771号

市道路線認定に関する告示

道路法 (昭和27年法律第180号) 第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月19日

川崎市長 阿部孝夫

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
102	下 野 毛 第51号線	高津区下野毛1丁目 1132番7先	
		高津区下野毛1丁目 1136番16先	

103	坂 戸 第206号線	高津区坂戸 1 丁目495 番 7 先	
		高津区坂戸 1 丁目495 番 9 先	
104	明 津 第 45 号線	高津区明津63番 6 先	
		高津区明津63番 3 先	
105	馬 絹 第187号線	宮前区馬絹1238番18先	
		宮前区馬絹1238番20先	
106	野 川 第503号線	宮前区野川2261番 5 先	
		宮前区野川2268番 1 先	
107	生 田 第257号線	多摩区生田 7 丁目2827 番 3 先	
		多摩区生田 7 丁目2816 番10先	
108	千代ヶ丘 第160号線	麻生区千代ヶ丘 6 丁目 2 番170先	
		麻生区千代ヶ丘 6 丁目 2 番156先	
109	高 石 第313号線	麻生区高石 3 丁目1370 番 4 先	
		麻生区高石 2 丁目1371 番11先	
110	上 麻 生 第404号線	麻生区上麻生 5 丁目 1361番 1 先	
		麻生区上麻生 4 丁目21 番12先	
111	上 麻 生 第405号線	麻生区上麻生 5 丁目 1369番先	
		麻生区上麻生 5 丁目 1367番 3 先	
112	岡 上 第165号線	麻生区岡上1131番 1 先	
		麻生区岡上1143番 3 先	
113	岡 上 第166号線	麻生区岡上1431番 3 先	
		麻生区岡上1412番 5 先	
114	古 沢 第 91 号線	麻生区古沢123番12先	
		麻生区古沢251番 1 先	
115	古 沢 第 92 号線	麻生区古沢255番 5 先	
		麻生区古沢255番 8 先	
116	古 沢 第 93 号線	麻生区古沢251番11先	
		麻生区古沢214番 2 先	
117	古 沢 第 94 号線	麻生区古沢279番 2 先	
		麻生区古沢260番 1 先	
118	古 沢 第 95 号線	麻生区古沢285番先	
		麻生区古沢377番先	
119	古 沢 第 96 号線	麻生区古沢268番 6 先	
		麻生区古沢369番 1 先	

川崎市告示第772号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成24年12月19日から平成25年 1 月 9 日まで一般の縦覧に供します。

平成24年12月19日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市道

整理 番号	路 線 名	起 点	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
		終 点			
102	下 野 毛 第 51 号線	高津区下野毛 1 丁目 1132番 7 先	6.02	21.97	
		高津区下野毛 1 丁目 1136番16先			
103	坂 戸 第206号線	高津区坂戸 1 丁目495 番 7 先	6.01	44.00	
		高津区坂戸 1 丁目495 番 9 先			
104	明 津 第 45 号線	高津区明津63番 6 先	4.51	31.89	
		高津区明津63番 3 先			
105	馬 絹 第187号線	宮前区馬絹1238番18先	5.01	33.41	
		宮前区馬絹1238番20先			
106	野 川 第503号線	宮前区野川2261番 5 先	1.82 ～ 4.00	122.67	
		宮前区野川2268番 1 先			
107	生 田 第257号線	多摩区生田 7 丁目2827 番 3 先	1.82 ～ 3.20	101.45	
		多摩区生田 7 丁目2816 番10先			
108	千代ヶ丘 第160号線	麻生区千代ヶ丘 6 丁目 2 番170先	6.00	72.85	
		麻生区千代ヶ丘 6 丁目 2 番156先			
109	高 石 第313号線	麻生区高石 3 丁目1370 番 4 先	4.51	24.37	
		麻生区高石 2 丁目1371 番11先			
110	上 麻 生 第404号線	麻生区上麻生 5 丁目 1361番 1 先	1.82	14.34	
		麻生区上麻生 4 丁目21 番12先			
111	上 麻 生 第405号線	麻生区上麻生 5 丁目 1369番先	1.79 ～ 2.01	51.87	
		麻生区上麻生 5 丁目 1367番 3 先			
112	岡 上 第165号線	麻生区岡上1131番 1 先	4.37 ～ 5.97	145.92	
		麻生区岡上1143番 3 先			
113	岡 上 第166号線	麻生区岡上1431番 3 先	5.01 ～ 5.51	131.92	
		麻生区岡上1412番 5 先			

114	古 沢 第91号線	麻生区古沢123番12先 麻生区古沢251番 1 先	12.01 ～ 17.00	120.70	
115	古 沢 第92号線	麻生区古沢255番 5 先 麻生区古沢255番 8 先	1.82 ～ 7.00	110.74	
116	古 沢 第93号線	麻生区古沢251番11先 麻生区古沢214番 2 先	1.82 ～ 3.20	82.79	
117	古 沢 第94号線	麻生区古沢279番 2 先 麻生区古沢260番 1 先	1.82	104.37	
118	古 沢 第95号線	麻生区古沢285番先 麻生区古沢377番先	1.82	14.82	
119	古 沢 第96号線	麻生区古沢268番 6 先 麻生区古沢369番 1 先	1.82 ～ 4.00	148.30	

川崎市告示第773号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を平成24年12月19日から開始します。その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成24年12月19日から平成25年 1 月 9 日まで一般の縦覧に供します。

平成24年12月19日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市道

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
102	下 野 毛 第51号線	高津区下野毛 1 丁目 1132番 7 先 高津区下野毛 1 丁目 1136番16先	
103	坂 戸 第206号線	高津区坂戸 1 丁目495 番 7 先 高津区坂戸 1 丁目495 番 9 先	
104	明 津 第45号線	高津区明津63番 6 先 高津区明津63番 3 先	
105	馬 絹 第187号線	宮前区馬絹1238番18先 宮前区馬絹1238番20先	
106	野 川 第503号線	宮前区野川2261番 5 先 宮前区野川2268番 1 先	
107	生 田 第257号線	多摩区生田 7 丁目2827 番 3 先 多摩区生田 7 丁目2816 番10先	

108	千代ヶ丘 第160号線	麻生区千代ヶ丘 6 丁目 2 番170先 麻生区千代ヶ丘 6 丁目 2 番156先	
109	高 石 第313号線	麻生区高石 3 丁目1370 番 4 先 麻生区高石 2 丁目1371 番11先	
110	上 麻 生 第404号線	麻生区上麻生 5 丁目 1361番 1 先 麻生区上麻生 4 丁目21 番12先	
111	上 麻 生 第405号線	麻生区上麻生 5 丁目 1369番先 麻生区上麻生 5 丁目 1367番 3 先	
112	岡 上 第165号線	麻生区岡上1131番 1 先 麻生区岡上1143番 3 先	
113	岡 上 第166号線	麻生区岡上1431番 3 先 麻生区岡上1412番 5 先	
114	古 沢 第91号線	麻生区古沢123番12先 麻生区古沢251番 1 先	
115	古 沢 第92号線	麻生区古沢255番 5 先 麻生区古沢255番 8 先	
116	古 沢 第93号線	麻生区古沢251番11先 麻生区古沢214番 2 先	
117	古 沢 第94号線	麻生区古沢279番 2 先 麻生区古沢260番 1 先	
118	古 沢 第95号線	麻生区古沢285番先 麻生区古沢377番先	
119	古 沢 第96号線	麻生区古沢268番 6 先 麻生区古沢369番 1 先	

川崎市告示第774号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月19日

川崎市長 阿 部 孝 夫

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
120	久 地 第135号線	高津区久地 3 丁目230 番 4 先 高津区久地 3 丁目179 番 6 先	

121	久 末 第141号線	高津区久末668番先 高津区久末666番 1 先	
122	野 川 第246号線	宮前区野川2270番先 宮前区野川2256番12先	
123	長 尾 第39号線	多摩区長尾 4 丁目105番 1 先 多摩区長尾 4 丁目108番 1 先	
124	長 尾 第40号線	多摩区長尾 4 丁目106番 1 先 多摩区長尾 4 丁目105番 1 先	
125	長 尾 第140号線	多摩区長尾 2 丁目343番 1 先 多摩区長尾 2 丁目344番先	
126	生 田 第113号線	多摩区生田 7 丁目2863番 5 先 多摩区生田 7 丁目2816番 9 先	
127	生 田 第114号線	多摩区生田 7 丁目2827番 3 先 多摩区生田 7 丁目2824番 2 先	
128	菅 北 浦 第50号線	多摩区菅北浦 2 丁目2663番 1 先 多摩区菅北浦 2 丁目2659番 1 先	
129	菅 馬 場 第64号線	多摩区菅馬場 2 丁目5506番 1 先 多摩区菅馬場 2 丁目5508番先	
130	上 麻 生 第102号線	麻生区上麻生 5 丁目1361番 1 先 麻生区上麻生 5 丁目1369番先	
131	上 麻 生 第103号線	麻生区上麻生 5 丁目1369番先 麻生区上麻生 5 丁目1353番先	
132	古 沢 第 9 号線	麻生区古沢162番 1 先 麻生区古沢174番 1 先	
133	古 沢 第17号線	麻生区古沢255番 5 先 麻生区古沢235番先	
134	古 沢 第18号線	麻生区古沢239番先 麻生区古沢214番 2 先	
135	古 沢 第20号線	麻生区古沢279番先 麻生区古沢261番先	
136	古 沢 第22号線	麻生区古沢265番 2 先 麻生区古沢270番先	

137	古 沢 第23号線	麻生区古沢377番先 麻生区古沢377番先	
138	古 沢 第27号線	麻生区古沢265番 1 先 麻生区古沢369番先	
139	古 沢 第30号線	麻生区古沢223番先 麻生区古沢220番先	
140	古 沢 第31号線	麻生区古沢220番先 麻生区古沢219番先	

川崎市告示第775号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成24年12月20日から平成25年 1 月10日まで一般の縦覧に供します。

平成24年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	長 尾 第41号線	川崎市多摩区長尾 4 丁目104番先 川崎市多摩区長尾 4 丁目105番 1 先	3.00	2.14	
新	長 尾 第41号線	川崎市多摩区長尾 4 丁目104番先 川崎市多摩区長尾 4 丁目105番 1 先	3.67	2.14	

川崎市告示第776号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年12月20日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成24年12月20日から平成25年 1 月10日まで一般の縦覧に供します。

平成24年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
長 尾 第 4 1 号 線	川崎市多摩区長尾 4 丁目104番先 川崎市多摩区長尾 4 丁目105番 1 先	

川崎市告示第777号

2012年度版環境基本計画年次報告書の公表
について

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）第9条の2第1項の規定に基づき、2012年度版環境基本計画年次報告書を次のとおり公表します。

平成24年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

（次のとおり 略）

川崎市告示第778号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成24年12月20日から平成25年1月10日まで一般の縦覧に供します。

平成24年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	西 加 瀬 第19号線	川崎市中原区西加瀬 162番2先 川崎市中原区西加瀬 162番2先	2.12	71.05	
新	西 加 瀬 第19号線	川崎市中原区西加瀬 162番1先 川崎市中原区西加瀬 162番1先	2.91 ～ 3.11	71.05	

川崎市告示第779号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年12月20日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成24年12月20日から平成25年1月10日まで一般の縦覧に供します。

平成24年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
西 加 瀬 第19号線	川崎市中原区西加瀬162番1先	
	川崎市中原区西加瀬162番1先	

川崎市告示第780号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、生田緑地及び川崎市岡本太郎美術館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第18条の2第3項及び川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）第5条第3項の規定により告示します。

平成24年12月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	生田緑地 川崎市多摩区枳形7丁目地内ほか（川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム、川崎国際生田緑地ゴルフ場等の区域を除く。）
	川崎市岡本太郎美術館 川崎市多摩区枳形7丁目1番5号
指定管理者	（所在地）東京都品川区大崎1丁目6番1号 （名 称）生田緑地運営共同事業体 （代表者）三井物産ファシリティーズ株式会社 代表取締役社長 有 田 敬
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

※ 上記施設のほか、川崎市教育委員会が管理する次の施設についても、横断的に管理を行わせることとします。

- ・川崎市立日本民家園（川崎市多摩区枳形7丁目1番1号）
- ・川崎市青少年科学館（川崎市多摩区枳形7丁目1番2号）

川崎市告示第781号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成24年12月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第782号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成24年12月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第783号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成24年12月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第784号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成24年12月25日から平成25年 1 月15日まで一般の縦覧に供します。

平成24年12月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	南 加 瀬 第31号線	川崎市幸区南加瀬4丁目1877番3先 川崎市幸区南加瀬4丁目1877番3先	3.64	40.23	
新	南 加 瀬 第31号線	川崎市幸区南加瀬4丁目1877番2先 川崎市幸区南加瀬4丁目1877番2先	4.00 ～ 4.45	40.23	

川崎市告示第785号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年12月25日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成24年12月25日から平成25年 1 月15日まで一般の縦覧に供します。

平成24年12月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
-------	---------------	----

南 加 瀬 第31号線	川崎市幸区南加瀬4丁目1877番2先	
	川崎市幸区南加瀬4丁目1877番2先	

川崎市告示第786号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成24年12月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第787号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成24年12月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 指定する区域

別図のとおり

(川崎市宮前区宮崎149番 1、149番 3、150番 1、155番 1、156番 1 の一部)

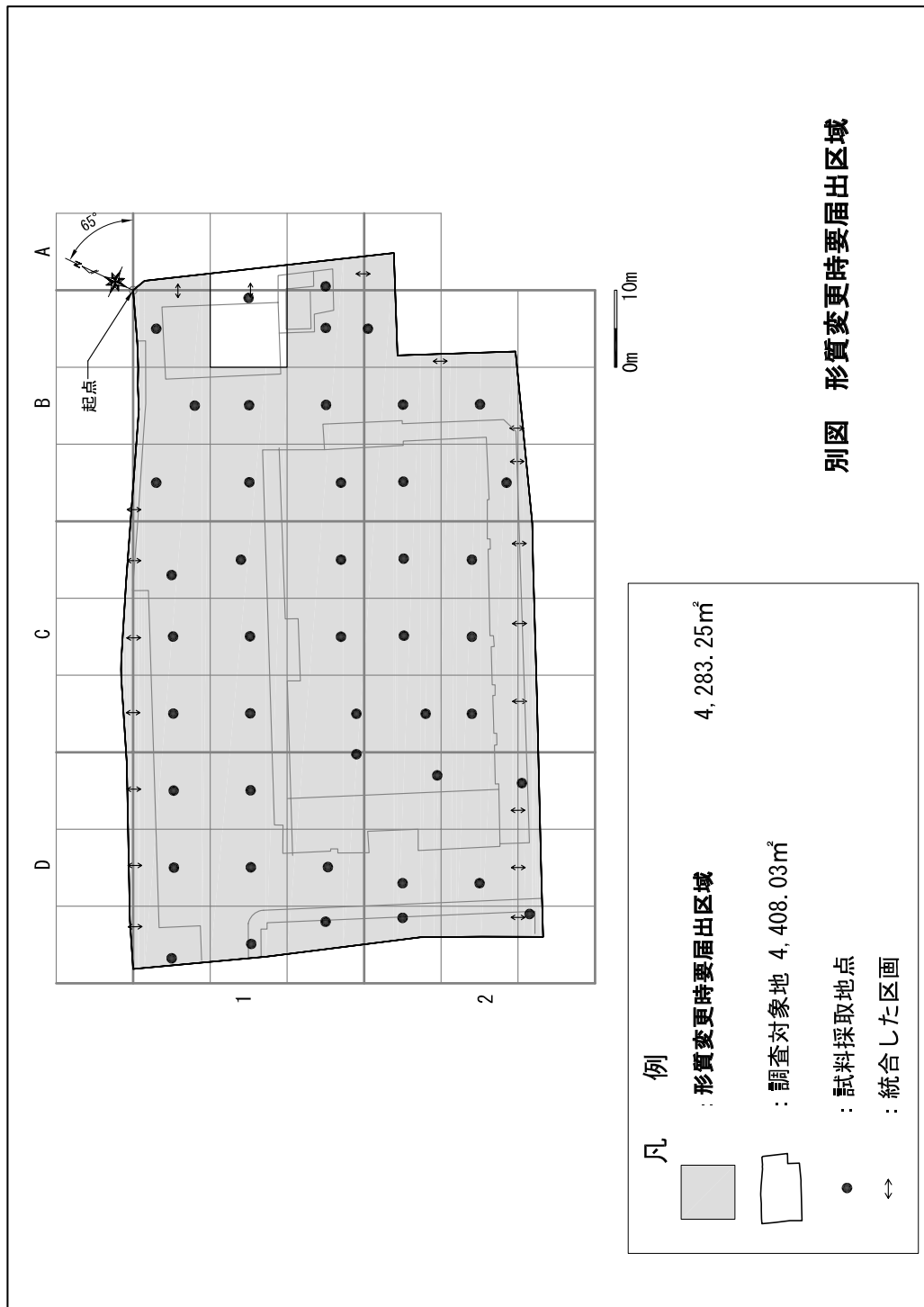
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物

質の名称

シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



川崎市告示第788号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定の一部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を解除する。

平成24年12月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 指定を解除する区域

平成24年川崎市告示第762号により指定した区域
（川崎市麻生区王禅寺字源左衛門谷1254番48、1262番、
1264番3、1268番、1269番、1270番、1271番2、1271

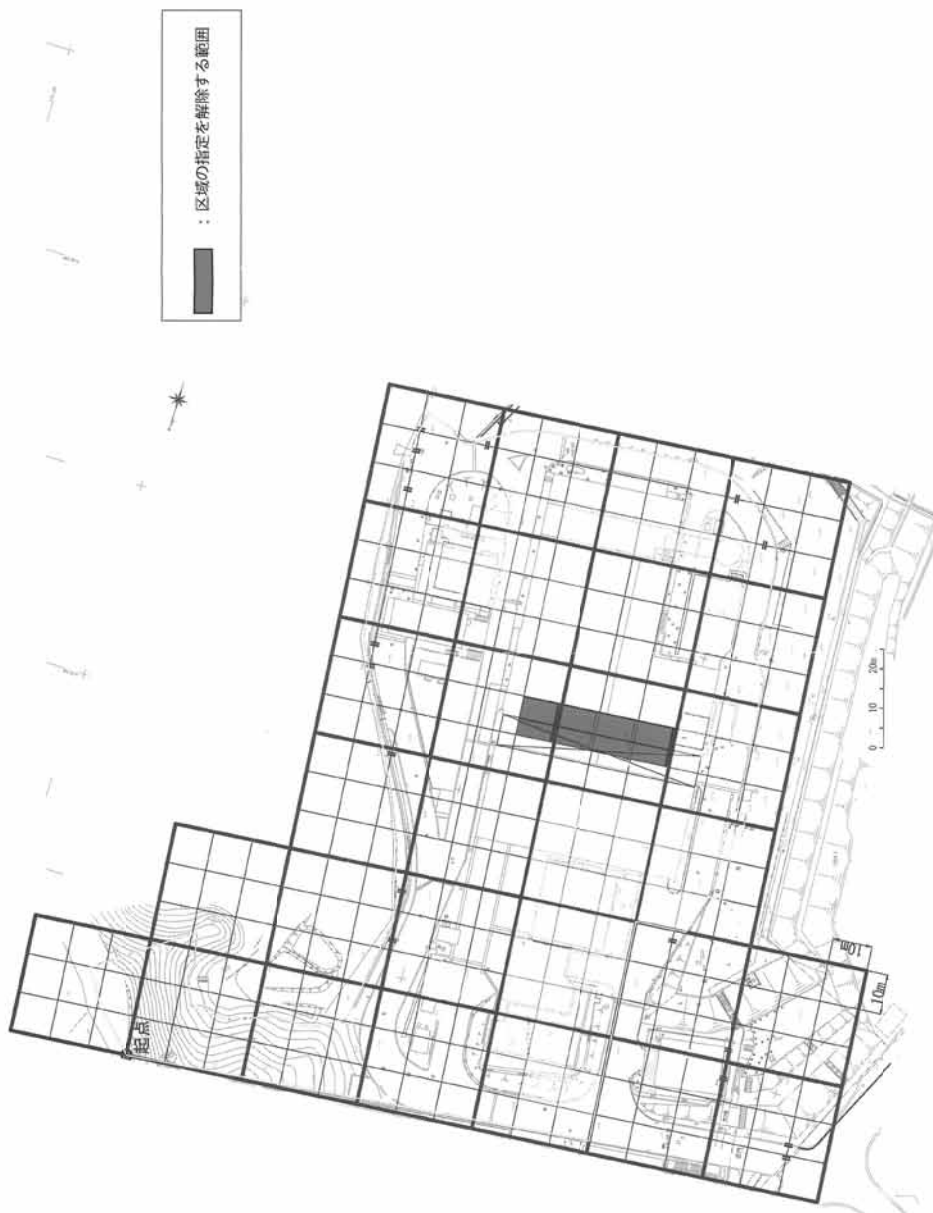
番3、1285番1、1285番10、1286番、1286番2、1287番3、1297番、1299番、1299番2、1301番、1304番2、1306番、1310番、1310番2、1321番の一部）の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



別図 区域の指定を解除する範囲

川崎市告示第789号

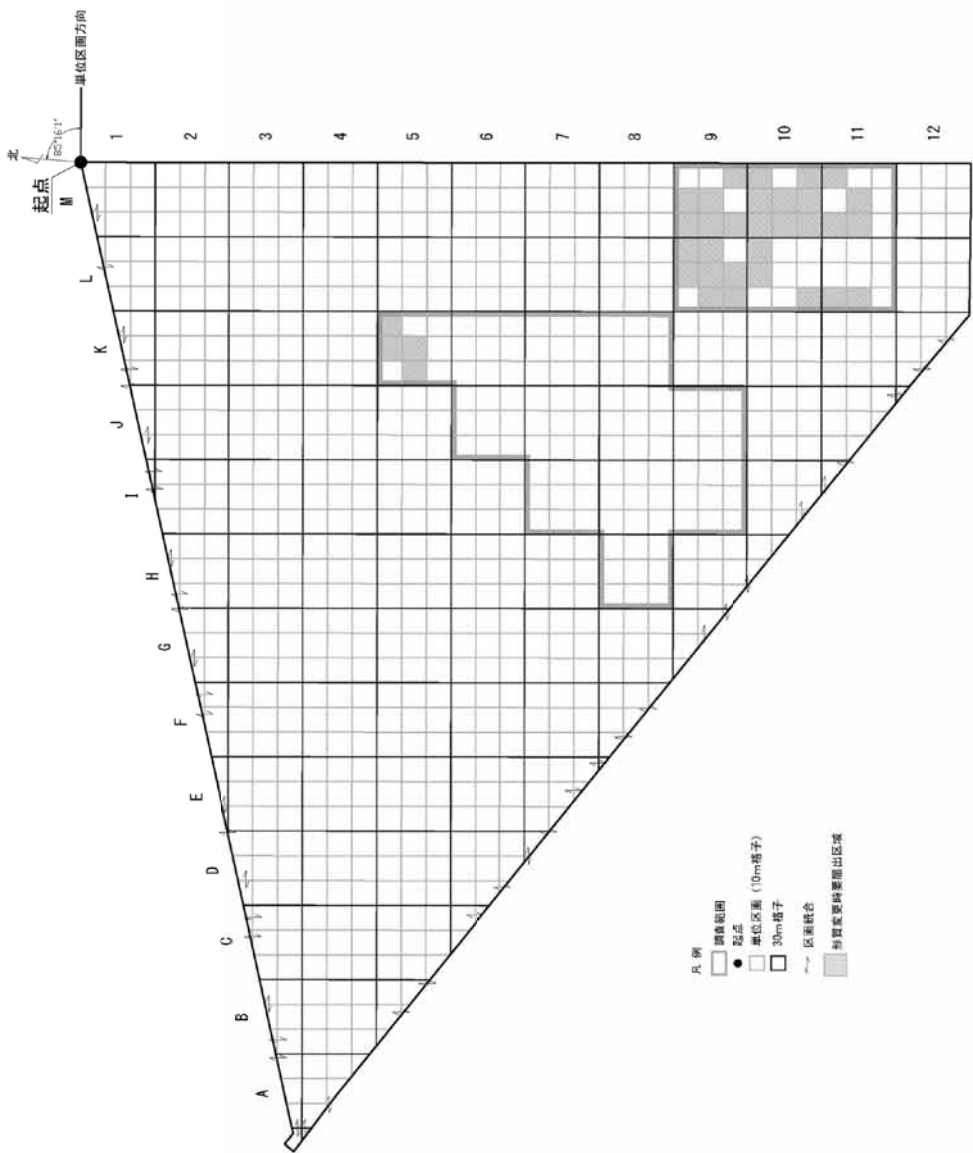
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項
の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている
区域を指定する。

平成24年12月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 指定する区域
- 別図のとおり（川崎区扇町46番4の一部）
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
- テトラクロロエチレン、ベンゼン



別図 形質変更時要届出区域

川崎市告示第790号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市北部リハビリテーションセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）第31条第3項、第38条第3項及び第47条第3項の規定により告示します。

平成24年12月25日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市北部リハビリテーションセンター 川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
指定管理者	(所在地) 川崎市高津区久地3丁目13番1号 (名 称) 麻生区内複合福祉施設共同事業体 (代表者) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 理事長 長谷川 忠司 (構成員) 特定非営利活動法人たま・あさお 精神保健福祉をすすめる会 理事長 築根 俊明
指定期間	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで

川崎市告示第791号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、社会復帰訓練所の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）第28条の4第3項の規定により告示します。

平成24年12月25日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	社会復帰訓練所 川崎市高津区末長276番地6
指定管理者	(所在地) 川崎市川崎区池上新町3丁目1番8号 (名 称) 社会福祉法人川崎聖風福祉会 (代表者名) 理事長 佐々木 元行
指定期間	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで

川崎市告示第792号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成24年12月27日から平成25年1月17日まで一般の縦覧に供します。

平成24年12月27日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	北 加 瀬 第40号線	川崎市幸区北加瀬2丁目80番7先 川崎市幸区北加瀬2丁目80番7先	3.03	14.25	
新	北 加 瀬 第40号線	川崎市幸区北加瀬2丁目80番3先 川崎市幸区北加瀬2丁目80番3先	3.53 ～ 3.56	14.25	
旧	北 加 瀬 第106号線	川崎市幸区北加瀬2丁目80番6先 川崎市幸区北加瀬2丁目80番6先	4.00	40.56	
新	北 加 瀬 第106号線	川崎市幸区北加瀬2丁目80番1先 川崎市幸区北加瀬2丁目80番1先	8.00 ～ 9.98	40.56	隅きり部含む

川崎市告示第793号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成24年12月27日から平成25年1月17日まで一般の縦覧に供します。

平成24年12月27日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	南 加 瀬 第7号線	川崎市幸区北加瀬2丁目80番7先 川崎市幸区北加瀬2丁目80番7先	2.73	11.89	
新	南 加 瀬 第7号線	川崎市幸区北加瀬2丁目80番3先 川崎市幸区北加瀬2丁目80番3先	3.37	11.89	

川崎市告示第794号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定

に基づき、次の道路の供用を平成24年12月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成24年12月27日から平成25年 1 月17日まで一般の縦覧に供します。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市道

路 線 名	区 間	備考
北 加 瀬 第 4 0 号 線	川崎市幸区北加瀬 2 丁目 80 番 3 先	
	川崎市幸区北加瀬 2 丁目 80 番 3 先	
北 加 瀬 第 1 0 6 号 線	川崎市幸区北加瀬 2 丁目 80 番 1 先	隅きり 部含む
	川崎市幸区北加瀬 2 丁目 80 番 1 先	
南 加 瀬 第 7 号 線	川崎市幸区北加瀬 2 丁目 80 番 3 先	
	川崎市幸区北加瀬 2 丁目 80 番 3 先	

川崎市告示第795号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 指定する区域

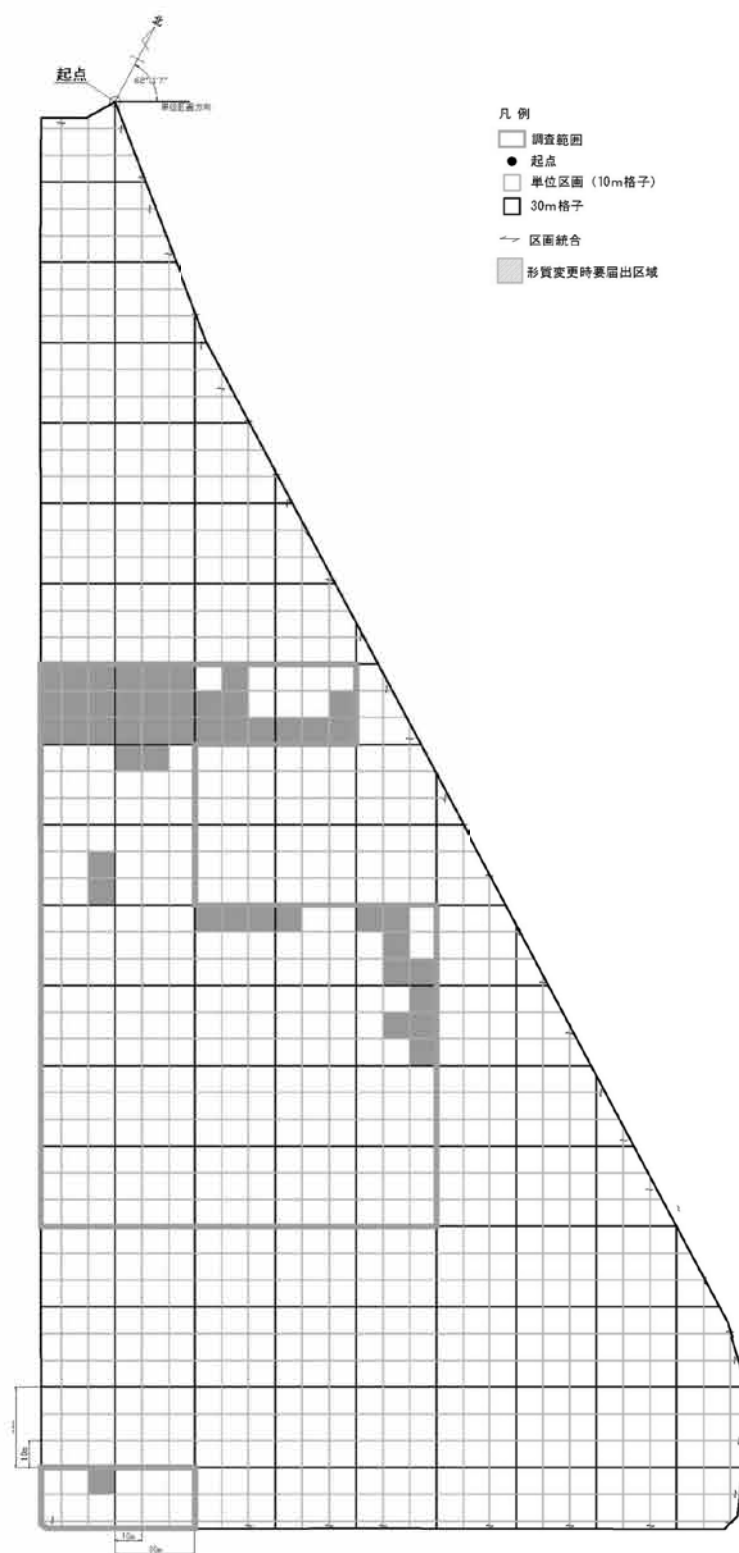
別図のとおり（川崎区扇町39番 6、41番 3、47番 3の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ベンゼン、鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



別図 形質変更時要届出区域

川崎市告示第796号

居宅介護支援事業者の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止するので、同法第85条の規定に基づき告示します。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475300891
事業所の名称 及び所在地	にじの里 介護センター 川崎市高津区溝口2丁目14-2 ビッグビレッジ溝口6階
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	有限会社 フレンドリー 川崎市高津区溝口2丁目14-2
代表者の氏名	鈴木 良一
廃止年月日	平成24年12月31日
サービスの種類	居宅介護支援

川崎市告示第797号

居宅介護サービス事業者等の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び同法第115条の5第2項の規定により、指定居宅介護サービス及び指定介護予防サービス業者を廃止するので、同法第78条及び同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475601280
事業所の名称 及び所在地	あん デイサービス 川崎市麻生区金程2-17-14
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	株式会社ケアプロライフサポート 東京都世田谷区玉川3-14-5
代表者の氏名	安藤 勝美
廃止年月日	平成24年12月31日
サービスの種類	通所介護 介護予防通所介護

川崎市告示第798号

居宅介護サービス事業者等の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び同法第115条の5第2項の規定により、指定居宅介護サービス及び指定介護予防サービス業者を廃止するので、同法第78条及び同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475001960
事業所の名称 及び所在地	医療法人 啓和会 デイサービス小田 本通り 神奈川県川崎市川崎区小田2丁目18番 13号
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	医療法人 啓和会 神奈川県川崎市川崎区小田5丁目1番 3号
代表者の氏名	神山 稔巳
廃止年月日	平成24年12月31日
サービスの種類	通所介護 介護予防通所介護

川崎市告示第799号

居宅介護サービス事業者等の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅介護サービスを廃止するので、同法第78条の規定に基づき告示します。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475401012
事業所の名称 及び所在地	デイサービス リ・ケア多摩 川崎市多摩区登戸1705 ウッドソーレ 参番館
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	株式会社 リ・ケア多摩 川崎市高津区野川1435番地
代表者の氏名	浅野 文直
廃止年月日	平成24年12月31日
サービスの種類	通所介護

川崎市告示第800号

地域密着型サービス事業者等の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止するので、同法第78条の11の規定に基づき告示します。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1495400069
事業所の名称 及び所在地	デイサービス リ・ケア多摩第2 川崎市多摩区登戸1705 ウッドソーレ 参番館
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	株式会社 リ・ケア多摩 川崎市高津区野川1435番地
代表者の氏名	浅野 文直

廃 止 年 月 日	平成24年12月31日
サ ー ビ ス の 種 類	認知症対応型通所介護

川崎市告示第801号

平成24年11月 7 日川崎市告示第667号を次のとおり訂正します。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

誤

事業所の名称及び所在地	よもぎ屋デイサービス 川崎市中原区上丸子山王町二丁目 1317番地14
-------------	---

正

事業所の名称及び所在地	よもぎ屋デイサービス 川崎市中原区中丸子432番地 1
-------------	--------------------------------

川崎市告示第802号

平成24年11月 7 日川崎市告示第671号を次のとおり訂正します。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

誤

事業所の名称及び所在地	デイサービス リハトレ 王禅寺 川崎市麻生区王禅寺三丁目27番 8 号
-------------	---

正

事業所の名称及び所在地	デイサービス リハトレ 王禅寺 川崎市麻生区王禅寺東三丁目27番 8 号
-------------	--

川崎市告示第803号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の 2 第 1 号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成24年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第804号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の 2 第 2 号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成24年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第805号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の 2 第 2 号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成24年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第806号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術者の指定を行いましたので、同法第55条の 2 第 1 号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成24年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第807号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の 2 の規定により指定施術者の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術者の廃止を行いましたので、同法第55条の 2 第 2 号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成24年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第808号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第 4 号。以下「条例」という。）第10条第 2 項、第11条第 2 項及び第 3 項並びに第17条第 2 項の規定に基

づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成24年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

公

告

川崎市公告第646号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成24年12月17日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道大島上町2号線道路補修（L型側溝）工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区大島上町11番地先
	履 行 期 限	平成25年3月29日限り
参 加 資 格 者	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成25年1月15日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第647号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 4 号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成24年12月17日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路事業の名称	市道菅69号線
指定区間の 地名・地番	川崎市多摩区菅 5 丁目 1153番 3、1154番 2、1154番 3、 1155番 3 の一部、1164番 2 の一部 別図省略
幅員・延長	7.0m × 47.50m
指定番号 及び年月日	川崎市指令ま情指導1808号 平成24年12月17日

川崎市公告第648号

児童相談所進行管理ソフト導入委託の業者選定に関する公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

平成24年12月17日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 公募型プロポーザルに関する事項**(1) 委託名**

児童相談所進行管理ソフト導入委託

(2) 委託内容

ア 児童相談所進行管理ソフト（以下「進行管理ソフト」という。）パッケージの導入及びカスタマイズ

イ 進行管理ソフト稼動時の環境設定

ウ 福祉総合情報システムからのデータ移行

エ 操作マニュアル研修 2 回及びマニュアル資料提供

オ 開発年度における運用保守

(3) 委託期間

契約締結日～平成25年 3 月31日

2 企画提案書の提出者の資格

(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 川崎市業者委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について「電算関連業務・他電算関連業務」に登録されている者。

3 企画提案者を特定するための評価基準**(1) 導入目的の理解**

(2) 委託条件

(3) サービスレベル

(4) 拡張性

(5) 運用

(6) 事業者への評価

(7) 導入実績

(8) システム要件全般

(9) 操作者への配慮

(10) 機能要件

(11) 構築体制

(12) 研修計画

(13) スケジュール

(14) 経費見積

4 担当課

〒212-0058

川崎市幸区鹿島田 1 丁目21番 9 号

川崎市市民・子ども局子ども本部子ども家庭センター管理保護課

電話番号 044-542-1275

F A X 044-542-1728

メールアドレス 25kodokn@city.kawasaki.jp**5 参加意向申出書の配布、提出及び問い合わせ先****(1) 配布期間**

平成24年12月18日（火）～平成24年12月26日（水）
（土日祝日を除く）

(2) 提出期限

平成24年12月26日（水）

(3) 提出先及び問い合わせ先

4 の担当課に同じ

(4) 提出方法

持参とする

6 企画提案書について**(1) 提出期限**

平成25年 1 月 9 日（水）まで（土日祝日を除く）
午前 8 時30分～午後 5 時15分（正午～午後 1 時を除く。）

(2) 提出場所

4 の担当課に同じ

(3) 提出方法

持参とする

(4) 提出書類

ア 企画提案書13部

イ システム構成図13部

ウ 見積書（総額、内訳記載のこと。） 1 部

7 企画提案書に使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語とする。

(2) 通貨 日本国通貨とする。

8 契約書の要否

要する

9 関連情報を入手するための照会窓口

4の担当課及び川崎市ホームページから参照することができます。

<http://www.city.kawasaki.jp/index.html>

10 その他必要と認める事項

(1) 業務規模概算額 6,204,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。

(3) その他

詳細につきましては、児童相談所進行管理ソフト導入委託に関する業者選定実施要領を御参照下さい。

川崎市公告第649号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年12月18日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新ゆりグリーンプラザ

川崎市麻生区白山四丁目1番3号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

サミット株式会社

東京都杉並区永福三丁目57番14号

代表取締役 田尻 一

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前8時

閉店時刻 午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後9時30分

(変更後) 午前7時～午後11時30分

4 変更する年月日

平成24年12月23日

5 届出の年月日

平成24年12月13日

6 届出及び添付書類の縦覧場所

川崎市役所本庁舎4階及び麻生区役所

7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成24年12月18日から平成25年4月18日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日、12月30日及び1月3日を除く。

8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成25年4月18日

川崎市経済労働局産業振興部商業観光課

川崎市公告第650号

次の市有財産について、プロポーザル方式による貸付けを実施します。

平成24年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 一時貸付物件

プロポーザル方式による貸付けを実施する一時貸付物件は、次表のとおりです。

番号	団地名	所在地	貸付面積	区画数
1	宮内市営住宅	中原区宮内3丁目9	158 m ²	12
2	坂戸市営住宅	高津区坂戸3丁目10	97.25 m ²	8
3	千年新町市営住宅	高津区千年新町45	137 m ²	12
4	明石穂市営住宅	高津区久末1600	148.52 m ²	8
5	南平市営住宅	宮前区南平台16	105.72 m ²	7

貸付期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間です。

2 応募者の資格要件

次の(1)～(11)に該当する方は、プロポーザルに参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者
- (4) 国税又は川崎市税の未納がある者
- (5) 後記4の応募申込書類及び企画提案書類を提出しない者
- (6) 「平成24年度 コインパーキング及びカーシェアリング運営に係る市営住宅敷地借受者公募要項」（以下「本公募要項」という。）に定める条件及び法令を遵守しない者。また、一時貸付物件において、貸付期間中継続して、コインパーキング及びカーシェアリングを運営する資力、能力等を有しない者。ただし、コインパーキング及びカーシェアリングの運営について、借受人が業務の一部を委託することを全面的に禁じ、すべての業務を借受人が直営で行うことを求めるものではありません。
- (7) 過去3か年において、コインパーキング及びカーシェアリングの運営をした実績を有しない者。ただし、業務の一部を委託する場合においては、借受者及び委託先の事業者がそれらの実績を有していれば参加することができます。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体
- (9) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (10) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者及び警察当局から排除要請がある者
- (11) (8)及び(10)に掲げるものから委託を受けた者並びに(8)及び(10)に掲げる者の関係団体

3 貸付契約の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。借地借家法の規定の適用はないものとします。

(2) 貸付期間

貸付期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間です。駐車機器の設置及び撤去に

かかる期間は貸付期間に含めるものとします。

(3) 貸付料

貸付料（年額）は、事業者の提案に基づき決定するものとします。

貸付料は、川崎市（以下「市」という。）が発行する納入通知書により、毎年度当初、指定する期日までに納入していただきます。

なお、貸付料は、消費税相当額を含んだ額とします。

(4) 一時貸付物件の用途指定

一時貸付物件は、コインパーキング及びカーシェアリングの用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。指定用途にはその運営に必要な工作物の設置を含みます。

なお、工作物の設置について、一時貸付物件外の敷地が必要な場合は、市と協議の上、使用を許可するものとします。

(5) 禁止事項

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（以下「風俗営業等」という。）の建物敷地として利用することや第三者に風俗営業等をさせることもできないほか、前記(4)に規定する指定用途以外の用途に供することもできません。

イ 川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、その他の反社会的団体及びそれら構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供することはできません。

ウ 一時貸付物件に建物を建築することはできません。

エ 一時貸付物件を第三者に転貸することはできません。

オ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

(6) 実地調査等

前記(4)及び(5)の履行を確認するため、市が一時貸付物件の利用状況等についての実地調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、借受者は必ず市に協力しなければなりません。

(7) 資料の提出等

ア 借受者は、毎月1回、次の資料をデータ（エクセル形式）で提出していただきます。

(ア) 事故等のトラブル

ただし、事故等のトラブルが発生した際には、毎月の報告とは別に、速やかに市に報告を

行っていただきます。

(イ) コインパーキングの駐車台数及び稼働率（日別・駐車場別）

稼働率とは、毎時点における駐車台数を区画の数で割った値をいいます。

(ウ) カーシェアリングの利用状況（日別・駐車場別）

(エ) コインパーキングの売上、経費及び収益

(オ) カーシェアリングの売上、経費及び収益

イ 借受者は、毎年1回、コインパーキング及びカーシェアリングの利用状況、管理運営状況等を記載した事業報告書を作成し、各年度終了後速やかに、市に提出するものとします。なお、市はこれを公表できるものとします。

ウ 借受者は、市からの要請を受けた場合には、入居者及び近隣住民への説明会等に同席し、必要に応じて資料の作成及び説明を行うものとします。

エ 川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）に基づく開示請求又は市議会からの要請を受けた場合には、借受者は市に協力するよう努めるものとします。

オ 市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、市は借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

(8) 違約金

前記(4)～(6)又は(7)ア、イ、オの条件に違反した場合には、「貸付料（総額）」（各年度の貸付料（年額）の総額）の100分の30に相当する額を違約金として市に支払わなければなりません。

(9) 一時貸付物件の引渡しと返還

一時貸付物件は貸付期間の初日に現況有姿の状態です。引渡します。返還にあたり、借受者は引渡し時点と同じ原状に回復しなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用できることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を現状に回復することなく、引き続き使用することができます。

4 応募の手続き等

(1) 応募の手続き

ア 公募要項の配布：平成24年12月20日（木）から平成25年1月9日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

公募要項は、川崎市まちづくり局市街地開発部住宅管理課ホームページ（<http://www.city.kawasaki.jp/500/soshiki/9-4-3-0-0.html>）にお

いて、ダウンロードできます。

また、住宅管理課（応募申込書類等提出先）においても配布します。

イ 応募者は、応募申込書類を提出先に直接お持ちください。郵送による応募申込の受付は行っておりません。

また、申込前に、必ず貸付等対象物件と関係法令を確認してください。現地調査を行う場合は、事前に住宅管理課までご連絡ください。

※応募申込書類等、詳細は公募要項によります。

ウ 提出期間

平成25年1月7日（月）から1月11日（金）まで

受付時間 午前9時から午後4時まで
（正午から午後1時までを除く。）

エ 提出先

川崎市まちづくり局市街地開発部住宅管理課
電話 044-200-2951（直通）

川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル6階）

(2) 質疑書の受付

平成25年1月15日（火）から1月18日（金）まで
この要項に関する質疑は、質疑書により受け付けます。質疑書を提出できる者は応募申込者に限り、提出方法については、FAX又はEメールでお願いします。送信後は、電話で質疑書送信の旨を連絡してください。質疑書については、公募要項をご覧ください。

(3) 質疑書に対する回答

平成25年1月23日（水）までに、FAX又はEメールにて全ての質疑書に対する回答を、応募者全員に回答します。（質疑書提出者が特定されると思われる情報は公開いたしません。）

(4) 企画提案書類の提出

平成25年2月4日（月）から2月8日（金）まで
企画提案書類を提出先に直接お持ちください。郵送による提出は受け付けません。また、企画提案書類を提出できる者は応募申込者に限ります。

なお、応募申込者から所定期間内に提出がない場合は、応募を辞退したものとみなします。

5 借受予定者の選定等

(1) 借受予定者の選定方法

市において企画内容や実施能力等を審査し、総合的に判断の上、応募者の中から借受予定者及び次点者を決定します。（評価内容により次点者を定めないことがあります。）

(2) 審査の実施

提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき

市が審査を実施します。企画提案の審査は、平成25年 2 月13日（水）を予定しています（時間については後日連絡します。）。

本要項で規定する提出書類に対して、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、市が補足、修正等の必要性を連絡することはありません。

なお、企画提案書類の内容について、市から質問する場合があります。その場合は、速やかに書面で回答してください。

(3) 審査項目

事業主体の適格性、事業計画の妥当性、借受条件の優位性について審査します。

(4) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査の上、失格とします。

ア 本公募要項の定める応募資格要件を満たしていない場合

イ 企画提案書類が、本公募要項の示す要件を満たしていない場合

ウ 企画提案書類に虚偽の記載があることが判明した場合

(5) 借受予定者の決定時期及び審査結果の通知、公表

借受予定者は、平成25年 2 月下旬に決定する予定です。審査結果は応募者全員に文書で通知しますが、審査結果や内容に関するお問い合わせには応じられません。

なお、決定した借受予定者等については公表する予定です。

(6) 借受予定者の決定の取り消し

次の場合には、借受予定者としての決定を取り消します。

ア 借受予定者の決定から契約締結までの間に、借受予定者について資金事情の変化等によりコインパーキング及びカーシェアリングの運営実施の履行が確実でないと市が判断した場合

イ 著しく社会的信用を失墜する等により、借受予定者として相応しくないと市が判断した場合

ウ 借受予定者が本公募要項の定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合

エ 借受予定者が本件契約を締結しない場合

6 契約締結

(1) 契約書作成の要否：要

(2) 契約の締結

市と借受予定者は平成25年 3 月上旬以降に契約を締結します。借受予定者の企画提案書類の内容を反映させる目的で、契約締結にあたり契約書（案）及び特記仕様書（案）の補正等を行う場合があります。

本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に關して必要な費用は、借受者の負担となります。

なお、借受予定者が本件契約を締結しない場合、借受予定者としての決定は無効となります。また、川崎市契約規則第 2 条に基づき、今後 3 年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

(3) 契約保証金

ア 本件契約締結日までに契約保証金として、貸付期間における貸付料総額（各年度の貸付料（年額）の総額）の10分の 1 以上（円未満切上げ）の額であり、かつ、契約上の義務の履行を確保するために十分な額を納入していただきます。

イ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

ウ 借受者が本件契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は市に帰属することになります。

7 その他

(1) 詳細は公募要項をご覧ください。

(2) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。

(3) 公募要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）、川崎市契約規則、その他の関係法令等の定めるところによります。

(4) 公募要項に関するお問い合わせ先は、前記 4 (1) に同じです。

川崎市公告第651号

次の公園墓地管理手数料に係る督促状及び催告状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 3 第 4 項で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成24年12月20日

川崎市長 阿 部 孝 夫

年度	手数料種別	期別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成24年度	公園墓地 管理手数料	平成20～24年度分	平成25年 1 月 7 日	計102件

川崎市公告第652号

平成24年12月21日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎港臨港道路東扇島水江町線アプローチ部施工検討業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島地内
	履 行 期 限	平成25年 3 月15日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 平成10年度以降に官公庁または高速道路株式会社法に定める株式会社が発注する鋼製橋脚を含む多径間連続高架橋の施工検討（施工計画含む）委託の完了実績（元請に限る）を有すること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成25年 1 月31日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件 2)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎総合科学高校電子機械科の工作機械購入
	履 行 場 所	川崎市立川崎総合科学高校（川崎市幸区小向仲野町5-1）
	履 行 期 限	平成25年 3 月29日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において、平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「産業機器」種目「工作機器」に登録されていること。 (4) この購入物品について、過去10年以内に類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1 契約につき1,000,000円以上とします。 (5) 川崎市内に本社又は事業所等を有すること。 (6) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2092	
入札日時等	平成25年 1 月23日 11時00分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	要	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件 3)

競争入札に 付する事項	件 名 河川敷簡易水洗トイレの購入 (平成24年度その 2)
	履 行 場 所 川崎市多摩川河川敷指定場所
	履 行 期 限 平成25年 3 月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」に登載されていること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 過去10年以内に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1 契約につき1,000,000円以上とします。 (6) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2091
入札日時等	平成25年 1 月22日 11時00分 (川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件 4)

競争入札に 付する事項	件 名 学校給食用食器 (小食器・中食器・特大皿)
	履 行 場 所 市立小学校・特別支援学校及び教育委員会
	履 行 期 限 平成25年 3 月29日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「日用品」種別「食器・陶磁器類」に登載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 過去10年以内に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1 契約につき1,000,000円以上とします。 (6) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2091
入札日時等	平成25年 1 月24日 11時00分 (川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

そ の 他 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>

川崎市公告第653号

一団地の総合的設計制度の認定について
建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定による認定をしましたので、同条第8項の規定に基づき次のとおり公告し、当該認定に関する計画書を一般の縦覧に供します。

平成24年12月21日

川崎市長 阿部 孝 夫

対象区域	川崎市幸区塚越 4 丁目351番 3 の一部、 351番 6 の一部
縦覧に供する場所	川崎市まちづくり局指導部建築指導課
申請者 住 所 氏 名	川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市長 阿部 孝夫
認定年月日及び 認定番号	平成24年12月21日 川崎市指令ま情指導第2010号

川崎市公告第654号

川崎都市計画地区計画の原案を作成したので、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和60年川崎市条例第1号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する区域内の土地の所有者等は、公告のあった日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、川崎市長に意見書を提出することができます。

平成24年12月25日

川崎市長 阿部 孝 夫

- 種 類
川崎都市計画地区計画
- 名 称
小杉町 2 丁目地区地区計画
- 位置及び区域
川崎市 中原区 小杉町 2 丁目地内
- 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎隣り明治安田生命川崎ビル 5 階）
川崎市中原区役所 3 階パブリックコメント手続き関連資料閲覧場所（中原区小杉町 3－245）
川崎市中原市民館（中原区新丸子 3 丁目1100番12パークシティ武蔵小杉ミッドスカイトワー 1 階）
- 縦覧期間
平成24年12月26日から平成25年 1 月15日まで

- 意見書提出期間
平成24年12月26日から平成25年 1 月22日まで

川崎市公告第655号

（仮称）二子一丁目マンション計画に係る
条例環境影響評価審査書について
川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に基づき、標記指定開発行為に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

平成24年12月25日

川崎市長 阿部 孝 夫

（仮称）二子一丁目マンション計画に係る
条 例 環 境 影 響 評 価 審 査 書

平成24年12月

川 崎 市

目 次

- はじめに…………… 1
- 1 指定開発行為の概要…………… 2
- 2 審査結果及び内容…………… 4
- （1） 全般的事項…………… 4
- （2） 個別事項…………… 4
- ア 大気質…………… 4
- イ 緑（緑の質、緑の量）…………… 5
- ウ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）…………… 5
- エ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）…………… 6
- オ 景観（景観、圧迫感）…………… 8
- カ 日照障害…………… 8
- キ テレビ受信障害…………… 9
- ク 風 害…………… 9
- ケ コミュニティ施設…………… 9
- コ 地域交通（交通混雑、交通安全）…………… 10
- （3） 環境配慮項目に関する事項…………… 10
- 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過…………… 11
- はじめに
（仮称）二子一丁目マンション計画（以下「指定開発行為」という。）は、東京急行電鉄株式会社（以下「指定開発行為者」という。）が、高津区二子一丁目42番1ほかの工場跡地、約1.7haの区域において、川崎都市計画高度地区ただし書き第2項第4号の規定に基づく許可及び建築基準法第86条第1項に基づく一団地建築物設計制度の認定を前提として、地上 8 階～ 15階建ての集合

住宅4棟（計画戸数約439戸、計画人口約1,317人）等を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成24年7月2日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：東京急行電鉄株式会社

代表者：上席執行役員 都市開発事業本部

住宅・ソリューション事業部長

津崎 卓生

住 所：東京都渋谷区南平台町5番6号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：（仮称）二子一丁目マンション計画

種 類：住宅団地の新設（第3種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の4の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市高津区二子一丁目42番1ほか

区域面積：16,828.01㎡

用途地域：準工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

集合住宅等の建設

イ 土地利用計画

区 分	面 積 (㎡)	割 合 (%)
計画建物	6,270.33	37.26
緑 化 地	3,363.30	19.98
専 用 庭	712.14	4.23
構内車路	1,419.69	8.44
歩行者通路等 構内通路	3,227.19	19.18
駐 車 場	1,276.78	7.59
そ の 他	558.58	3.32
合 計	16,828.01	100.00

ウ 建築計画等

全 体 計 画						
建築敷地面積	16,828.01㎡					
建築面積	5,102.99㎡					
建ぺい率	30.32%					
延べ面積	42,365.69㎡					
容積対象床面積	33,486.06㎡					
容 積 率	198.99%					
計画戸数	439戸					
計画人口	1,317人					
駐車台数	311台（うち保育施設2台）					
バイク置場台数	60台（うちミニバイク39台）					
駐輪台数	894台（うち保育施設16台）					
緑被率	25.39%					
用 途	構 造*	階 数	高 さ (m)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	備 考
集合住宅A棟	R C 造	地上15階	44.90	1,176.05	13,385.24	147戸
集合住宅B棟		地上10階	30.45	1,109.51	5,484.31	52戸
集合住宅C棟		地上15階	44.90	1,647.58	20,476.63	227戸
集合住宅D棟		地上8階	24.36	318.92	1,694.58	13戸
保 育 施 設		地上1階	6.0	190.00	190.00	

バイク置場	S 造	地上 1 階	2.5	41.80	41.80	2 棟
ミニバイク置場		地上 1 階	2.3	66.90	66.90	6 棟
駐 輪 場		地上 1 階	3.0	457.08	931.08	13 棟
ごみ集積所	R C 造	地上 1 階	5.0	67.10	67.10	1 棟
電 気 室		地上 1 階	5.0	28.05	28.05	1 棟
合 計	—	—	—	5,102.99	42,365.69	

*：R C 造は鉄筋コンクリート造を、S 造は鉄骨造を示す。

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、集合住宅等を建設するものであり、工事中における大気質、騒音、振動、交通安全対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.043ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.061mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.1649ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1ppm～0.2ppm）を、浮遊粒子状物質が0.0668mg/m³で、環境基準（0.20mg/m³以下）をそれぞれ満足すると予測している。さらに、建設機械の集中稼働を回避するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.04218ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.06085mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが

住宅等に近接していること、一般国道246号の道路沿いに設置されている計画地近傍の自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素の環境基準が十分に達成されていない状況にあることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を更に徹底すること。

イ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

本計画における主要植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合し、また、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約323m³と予測している。さらに、土壌改良、耕起、礫等異物の除去などにより良好な植栽基盤を整備するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は25.39%であり、地域別環境保全水準（25.0%）を満足し、植栽本数は、「川崎市緑化指針」で定められた緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、既存樹木の保存や高木、中木、低木及び地被類を適切に組み合わせ、多様な緑を創出するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の現状を活かし、かつ、回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

ウ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、計画地南側敷地境界付近において69.9デシベルで、環境保全目標（85デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、可能な限り最新の低騒音型の建設機械や工法を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において、59.7～71.8デシベルで、いずれの地点でも環境基準（55デシベル以下又は65デシベル以下）を上回るが、これらの地点は現況において既に環境基準を超える状況にあり、工事用車両の走行による増加分は最大5.6デシベルと予測している。これに対し、特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境基準を超える状況にあることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を更に徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、計画地南側敷地境界において62.5デシベルで、環境保全目標（75デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、可能な限り最新の低振動型の建設機械や工法を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時において、28.5～53.9デシベルで、環境保全目標（第一種区域：昼間65デシベル以下、夜間60デシベル以下、第二種区域：昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

エ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

供用時に発生する一般廃棄物は、1日当たり約1,458kgと予測し、普通ごみ及び粗大ごみ集

積所を設置するほか、資源物集積所を設け、再資源化に配慮した分別を促し、分別された一般廃棄物は、川崎市等により適正に収集、運搬、処分されるとしている。さらに、居住者に対して掲示板等によりごみの減量化及びリサイクルの推進を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事に発生する産業廃棄物は、コンクリートがら等約990トン、汚泥約6,757㎥と予測している。これらについては敷地内で分別を徹底し、産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理するとともに、約895トン（約90%）が再資源化され、汚泥についても改良土等として極力再資源化されるとしている。さらに、建設資材等の搬入に当たっては、過剰な梱包を控え、発生抑制を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、具体的な再資源化の方法については、その実施内容を市に報告すること。

(ウ) 建設発生土

工事に発生する建設発生土は約26,667㎥と予測し、このうち約5,378㎥は計画地内で埋め戻し、宅盤形成等に再利用するとしている。また、計画地内での再利用が困難な場合は、可能な限り他の建設工事で再利用し、それが困難な場合は、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき許可を得た処分地に適正に処理するとしている。さらに、建設発生土の搬出時においては、荷崩れや飛散等が生じないようにシートカバー等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

オ 景観（景観、圧迫感）

本計画の実施により高層建築物が増加し、集合住宅と戸建住宅の割合が変化するが、景観構成要素に変化はなく、地域が一体として有している地域景観の特性は変化しないと予測している。また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、計画地近傍においては、眺望の状況は変化するが、歩道状空地等が配置され、潤いのあ

る新たな街並みが形成されると予測し、中景域、遠景域からの眺望については、既存の集合住宅や建築物群と一体となり、市街地景観に大きな変化はないと予測している。さらに、計画地の外周部に歩道状空地を設けるほか、色彩やデザインに配慮するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境との調和が保たれるとしている。

また、圧迫感については、現況の形態率が39.0%、供用時の形態率が47.2%で、このうち本計画建物による形態率は23.9%と予測し、既存の工場が計画建物に置き換わることにより圧迫感を感じやすくなるとしている。これに対し、計画建物をできる限り敷地の中央に配置し、周辺道路からセットバックするなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないとしている。

しかしながら、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

カ 日照障害

本計画の実施により冬至日の平均地盤面において日影の影響を受ける既存建物は179棟で、その内訳は、5時間以上6時間未満が3棟、4時間以上5時間未満が1棟、3時間以上4時間未満が8棟、2時間以上3時間未満が16棟等と予測している。また、建物壁面の位置を後退させるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の住環境に著しい影響は与えないとしている。

しかしながら、日影の影響を大きく受ける建物があり、その影響が懸念されていることから、冬至日の平均地盤面において日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

キ テレビ受信障害

本計画の実施に伴うテレビ受信障害については、東京局及びスカイツリー局の遮へい障害が西南西方向に、横浜局の遮へい障害が北北西方向に発生し、障害範囲に位置する棟数は約186棟で、そのうち影響を受ける建物は11棟と予測している。また、衛星放送の遮へい障害については、北北東から北東側に発生し、障害範囲に位置する棟数は6棟で、その全ての家で受信アンテナが設置されておらず、影響を受けることはないと予測している。これに対し、地上躯体工事の進捗に合わせて、ケーブルテレビへの接続などの適切な障害対策を講ずることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その

対策については確実に実施すること。

ク 風 害

本計画の実施により、複数の地点でランク1からランク2の風環境に変化するが、住宅地で許容できる風環境であることから、著しい悪化ではないと予測している。さらに、建物周囲等に防風効果のある常緑樹を適所に植栽するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

しかしながら、風速比が大きく変化する地点があると予測していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置については、確実に実施すること。

ケ コミュニティ施設

本計画の実施に伴う児童・生徒数の増加により、現有の普通教室数に対し、小学校では不足しないと、中学校では市の将来予測値より更に1教室不足すると予測している。これに対し、児童・生徒数の増加に関連する状況について入居前までに川崎市に報告することにより、事前の対応が図られるとしている。

集会需要については、計画建物内に共用室を整備することから既存の集会施設に及ぼす影響は少ないと予測し、公園等の需要については、計画地西側に公園に代わる公開空地を整備することから、既存の公園に及ぼす影響は少ないと予測している。

これらのことから、本計画の実施に伴う人口の増加が、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、児童・生徒数の増加については、義務教育施設の対応が必要なことから、市関係部署へ工期、入居予定状況等について早期に情報を提供すること。

コ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑について、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時において一時停止制御交差点における非優先側の工事中交通量は15～95台/時で、いずれも非優先側交通容量80～974台/時を下回るため、一時停止交差点交通処理は可能と予測し、混雑度は、0.156～0.697で、交通量の処理が可能とされる混雑度1.0を下回ると予測している。さらに、特定の日又は時間帯に集中しないよう計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、交通安全について、工事用車両ルートである市道溝口30号線では、歩道等の交通安全施設が設置されていないが、低速走行を徹底すること

により安全は確保されると予測している。さらに、車両出入口には交通誘導員を配置するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、歩車分離がなされていない区間があり、児童・生徒の通学等に対する交通安全の影響が懸念されていることから、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過 平成24年 7 月 2 日 指定開発行為実施届及び条例準備書の受理

7 月 9 日 条例準備書公告、縦覧開始

8 月22日 条例準備書縦覧終了、意見書の締切り

意見書の提出 661名、3,659
通

10月25日 条例見解書の受理

11月 1 日 条例見解書公告、縦覧開始

11月30日 条例見解書縦覧終了

12月25日 条例審査書公告、指定開発行為者あて送付

川崎市公告第656号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成24年12月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

南部リサイクルセンター空きスプレー缶処理装置一式賃貸借

(2) 履行場所

南部リサイクルセンター：川崎市川崎区夜光3丁目1-3

(3) 履行期間

履行期間 平成25年 3 月 1 日から平成32年 2 月29日まで

(4) 業務概要

本仕様書は、南部リサイクルセンター空きスプレ

ー缶処理装置一式賃貸借を実施するものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「リース」種目「その他」で登録されている者。

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書等の配布・閲覧・提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出は持参とします。(持参以外は無効となります。)

(1) 配布・提出・仕様書の閲覧期間及び問い合わせ先
〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 菅原、中島、宝田

電話 044-200-2587(直通)、FAX 044-200-3923

平成24年12月25日～平成25年 1 月10日 9時～15時

(土、日、休日及び12時から13時は除く)

※ 一般競争入札参加資格確認申請書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

受付場所：3(1)に同じ

受付期間：3(1)に同じ

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、一般競争入札参加資格があると認めた者には、一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を平成25年 1 月17日までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。電子メールのアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付日時

平成25年 1 月17日 9時～15時

(土、日、休日及び12時から13時は除く)

(2) 交付場所

3(1)に同じ

5 質問書の受付・回答

(1) 配布場所及び配布期間

上記 4 の際に併せて配布いたします。

(2) 質問受付日

平成25年 1 月17日～平成25年 1 月18日 9 時～15時

(土、日、休日及び12時から13時は除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXによりします。

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

(5) 回答方法

平成25年 1 月25日 全社に文書（電子メールまたはFAX）にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成25年 1 月31日 13時30分

イ 入札場所 川崎市役所第 3 庁舎16階 環境局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格な場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は契約課ホームページ (<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) にて閲覧できます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ。

(2) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

(3) 入札は所定の様式をもって行い、入札金額は総額での入札とします。入札書は入札件名を記載した封筒に入れて提出してください。

(4) 契約手続き等

発注者は翌年度以降における所有の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更または解除する場合があります。

この場合、受注者に損害が生じた場合は、受注者はその損失の補償を本市に対して請求することができます。

借入期間 平成25年 3 月 1 日から平成32年 2 月29日まで

以上

川崎市公告第657号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成24年12月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

堤根処理センター減温塔水噴霧用空気圧縮機点検整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区堤根52番地

(3) 履行期間

履行期間 契約締結日から平成25年 3 月15日まで

(4) 業務概要

本業務は、堤根処理センターに設置されている減温塔水噴霧用空気圧縮機の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。

(4) 過去 2 年間で官公庁において空気圧縮機点検整備業務の契約実績があること。

(5) 川崎市内に本社または事業所、営業所を有していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書等の配布・閲覧・提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び空気圧縮機点検整備業務の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出は持参とします。(持参以外は無効となります。)

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書の配布

配布場所：川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード

配布期間：平成24年12月25日～平成24年12月27日
午前 9 時～午後 5 時

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

受付場所：〒210-8577

川崎市川崎区東田町 5 番地 4

川崎市役所第 3 庁舎16階

環境局施設部処理計画課

菅原、羽入、花村

電話 044-200-2588 (直通)、

F A X 044-200-3923

受付期間：平成24年12月25日～平成24年12月27日
午前 9 時～午後 5 時

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3 により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、一般競争入札参加資格があると認めた者には、一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

また、電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来ようお願いします。

(1) 交付日

平成25年 1 月 9 日

(2) 場 所

3 (2)に同じ

5 質問書の受付・回答

(1) 配布場所

3 (1)に同じ

(2) 配布期間

3 (1)に同じ

(3) 質問受付日

平成25年 1 月 9 日～平成25年 1 月10日 午前 9 時

～午後 5 時

(4) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(5) 質問受付方法

持参または電子メール、F A Xによります。

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3923

(6) 回答方法

平成25年 1 月15日に文書（電子メールまたはF A X）にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成25年 1 月18日 午後 2 時00分

イ 入札場所 川崎市役所第 3 庁舎16階 環境局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格な場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は契約課ホームページ (<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) にて閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りです。

- (2) 関連情報を入手するための窓口 3(2)に同じ。
(3) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

以上

川崎市公告第658号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成24年12月26日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	東京都町田市小野路町1651番地1 サン シティ町田3-222 鴨志田 進		
道路位置の 地名・地番	川崎市麻生区上麻生五丁目 1086番4の一部、1087番2の一部 1087番361の一部（上麻生151号線） 別図省略		
幅 員	4.00メートル	延 長	19.11メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1564号		指 定 年月日	平成24年 12月26日

川崎市公告第659号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区野川2267番1
の一部ほか9筆の一部
2,998平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市戸塚区川上町88番地1 東横ビル東戸塚3階
ティ・ワークス株式会社
代表取締役 二村 淳一
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：18戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成24年6月1日

川崎市指令ま情開発（イ）第21号

川崎市公告第660号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	川崎市多摩区宿河原5丁目17番2号 他喜不動産販売株式会社 代表取締役 奥山武志		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区菅1丁目 3426番1の一部、3426番3の一部、 3427番の一部、3426番5の一部、 3426番6の全部、3437番1の一部 別図省略		
幅 員	4.00～4.05 メートル	延 長	42.87メートル
	4.00メートル		5.14メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1565号		指 定 年月日	平成24年 12月27日

川崎市公告第661号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区菅生2丁目2021番1
ほか1筆
697平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区菅生1丁目16番53号
竹間 孝二
- 3 予定建築物の用途
店舗
計画戸数：1戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成24年9月28日
川崎市指令ま情開発（イ）第72号

川崎市公告第662号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

のとおりに公告します。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 12月18日	特定非営利活動法人 高齢者権利擁護相談 センター・茜秋	小俣 義子	川崎市麻生区王 禅寺東5丁目2 番12号	この法人は、高齢者及びその家族等の成年後見人等利用に関する支援、市民後見人養成・支援等の成年後見制度に関わる事業を行うことで、地域社会の福祉に貢献することを目的とする。
平成24年 12月19日	特定非営利活動法人 環境紙芝居エコ座	二見 義雄	川崎市幸区小向 西町1丁目20番 地201	この法人は、市民、主に子どもたちに対して、環境紙芝居を通し身近な環境を大切にすることを普及啓発する事業等を行い、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

川崎市公告第663号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

のとおりに公告します。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 12月18日	特定非営利活動法人 防災・防犯ネットワ ーク（現在の名称 は、特定非営利活動 法人防犯ネットワ ーク）	田中 伸一	川崎市高津区二 子5丁目18番1 号	この法人は、地域住民に対して、地域防災活動、地域安全活動、子どもの健全育成に関する活動に関連する事業を行い、安心安全な街づくり推進に寄与することを目的とする。
平成24年 12月18日	特定非営利活動法人 多摩川エコミュージ アム	北島 信夫	川崎市多摩区宿 河原1丁目5番 1号ニケ領せせ らぎ館	この法人は、多摩川水系とその流域を含む地域を対象に、市民が生活する地域と環境そのものを生きた総合博物館として創造し、その優れた自然遺産と歴史・文化遺産を保全・継承して、だれもがいきいき、楽しく学び、活動できる環境づくりに寄与することを目的とする。

川崎市公告第664号

道路の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	株式会社 三誠 代表取締役 神農 安子 川崎市中原区市ノ坪365番2
----------------	--

廃止道路の 地名・地番	川崎市中原区市ノ坪字広町 363番17、365番 8、364番 1 の一部、 363番10の一部、364番 4 の一部、 364番 6 の一部		
	別図省略		
幅 員	4.00メートル	延 長	63.9メートル
	以下余白		以下余白

川崎市指令ま情指導 第1908号	廃止 年月日	平成24年 12月27日
---------------------	-----------	-----------------

川崎市公告第665号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成24年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	学校給食用個人盆
	履 行 場 所	川崎市立学校及び川崎市教育委員会健康教育課
	履 行 期 限	平成25年 3 月29日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「日用品」種別「食器・陶磁器類」に登載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) この購入（製造）物品について過去10年以内に類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1 契約につき1,000,000円以上とします。 (6) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	平成25年 1 月25日 11時00分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	草刈機等の購入
	履 行 場 所	指定場所
	履 行 期 限	平成25年 3 月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において、平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「産業機器」種目「農水産機器」に登載されていること。 (4) この購入物品について、過去10年以内に類似の契約実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1 契約につき1,000,000円以上とします。 (5) 川崎市内に本社を有すること。 (6) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2092
入札日時等	平成25年 1 月29日 11時00分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第666号

次の表の左欄に記載する者に対する当該右欄の土地にかかる鹿児島都市計画事業原良第二地区土地区画整理事業施行者鹿児島市が発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による鹿児島都市計画事業原良第二地区土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が鹿児島市原良二丁目10番11号の隣接地（都市計画道路永吉南通線沿線）にある掲示板に掲示されています。

平成24年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
住 所	氏 名	
川崎市中原区今井南町433番地 1	杉野 賢一	従前の土地 鹿児島市原良町1305-1 鹿児島市原良町1484
		従後 鹿児島市原良二丁目10-20

公 告（ 調 達 ）**川崎市公告（調達）第1号**

入札公告（役務）

特定調達に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 1 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 浮島海面埋立事業運営業務委託
- (2) 履行場所 浮島廃棄物埋立処分場：川崎市川崎区浮島町523番地 1 先
浮島埋立事業所：川崎市川崎区浮島町523番地 1

- (3) 履行期間 平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月 31日まで

(4) 業務概要

ア 浮島廃棄物埋立処分場内の廃棄物海面埋立処分に関する業務

イ フローティングコンベアシステムの保守点検・整備等に関する業務

ウ 浮島廃棄物埋立処分場の管理に関する業務

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿により、業種「その他業務」種目「その他」で埋立作業管理又は船舶航行安全業務などに類似する業務名で登録し、かつ、業種「測量」種目「測量一般」で登録していること。

なお、登録していない者（登録しているが、当該業種又は種目の登録をしていない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成25年 1 月25日（金）までに行うこと。

- (3) フローティングコンベアシステムによる、海面埋立に係る業務を完遂した契約実績（元請に限る。）を有すること。ただし、共同企業体により実施した業務については、15%以上の出資割合を必要とする。
- (4) 業務に必要な資格を有している人員を配置できること。

なお、必要な資格は次のとおりとする。

ア 2級小型船舶操縦士

イ 酸素欠乏危険作業主任者技能講習（第2種）または酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者（酸素欠乏症等防止規則）

ウ 車両系建設機械技能講習修了者

エ 小型移動式クレーン技能講習修了者

- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

3 競争参加申込書の配布及び提出

次により競争参加申込書を配布します。

なお、入札に参加を希望する者は、(4)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出場所 環境局施設部処理計画課（川崎市役所第3庁舎16階）
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5-4
電話 044-200-2588(直通)
- (2) 配布・提出期間 平成25年1月10日（木）から平成25年1月25日（金）まで（土曜日、日曜日、休日は除きます。）
9時から17時まで（12時から13時の間は除きます。）

- (3) 提出方法 持参

(4) 提出書類

- ア 競争参加申込書
イ 上記2(3)の契約内容を確認できる契約書等の写し
ウ 誓約書

4 業務仕様書類の閲覧

次により業務仕様書類を閲覧することができます。

- (1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ
(2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ

5 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書を交付します。

なお、「川崎市業務委託有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次により交付します。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
(2) 交付日時 平成25年2月1日（金）9時から17時までの間で、本市が指定する時間とします。
(3) 入札説明書の交付 競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び業務仕様書を無料交付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載

をしたとき。

7 現場説明

競争参加資格を有すると認められた業者については、次により現場説明を実施します。

なお、日時については本市が指定し、1社ごとに説明を行います。

- (1) 日 時 平成25年2月6日（水）から2月8日（金）までの期間で、本市が指定する日時
- (2) 集合場所 浮島埋立事業所
川崎市川崎区浮島町523番地1
044-277-1735
- (3) 所要時間 現場説明に要する時間は、各社1時間程度を予定しています。
詳細については、後日入札参加業者と協議し決定します。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

- ア 入札書の提出方法 持参または郵送
イ 入札書の提出日時 平成25年2月25日（月）13時30分
なお、郵送の場合は平成25年2月22日（金）必着

- ウ 入札書の提出場所 環境局会議室
川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎16階
なお、郵送の場合は、上記3(1)に同じ

- (1) 入札保証金 免除
(2) 開札の日時 上記8(1)のイに同じ
(3) 開札の場所 上記8(1)のウに同じ
(4) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

- (5) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。

なお、契約保証金及びそれに代わる担保は次のと

おりとします。

ア 現金による納付

イ 市債・本市以外の公債・国債による担保（契約規則第32条第2項第1号）

ウ 金融機関の保障（契約規則第32条第2項第2号）

エ 履行保証保険契約（契約規則第33条第1号）

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)で閲覧できます。

又は川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧できます。(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm)

10 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、平成25年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services required:
Subcontracting regarding operation and management of Ukishima Surface Reclamation Project

(2) Time-limit for tender:
1:30P.M., 25th, February, 2013

(3) Contact point for the notice:
Waste Treatment Planning Section
Environmental Facilities Department
Environmental Protection Bureau
Kawasaki City
16F, 5-4, Higasida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
TEL:044-200-2588

川崎市公告（調達）第2号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成25年 1 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 調達の名称

国保ハイアップシステム居所不明被保険者対応等改修業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

健康福祉局地域福祉部保険年金課
川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成24年12月18日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電気 株式会社 神奈川支社
支社長 山科 俊治
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズタワーC

5 契約金額

69,384,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第3号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成25年 1 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

全自動デジタル印刷機賃貸借契約

(2) 履行期限

平成25年3月1日から平成30年2月28日まで

(3) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

(4) 概要

入札仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「リース」の種目「事務用機器」に登録されていること。

(4) 川崎市内に本社又は事業所・営業所を有すること。

(5) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、類似の契

約実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地（本庁舎本館1階）

総務局情報管理部行政情報課 大橋、中村担当

電話 044-200-2052（直通）

(2) 配布及び提出期間

平成25年1月10日（木）から平成25年1月17日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、一般競争入札参加確認通知書は自動的に電子メールで配信されます。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成25年1月18日（金）午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 入札説明書の交付

競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、平成25年1月10日（木）から平成25年1月17日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）縦覧に供します。

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付し

てください。

(3) 受付期間

平成25年1月18日（金）から平成25年1月24日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(4) 回答方法

平成25年1月25日（金）に確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

6 商品説明書（カタログ等）の提出

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書（カタログ等）を平成25年1月31日（木）までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

60か月リース料の総額（消費税及び地方消費税を除く。）での紙入札方式

ア 入札書の提出日時

平成25年2月7日（木） 14時

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎地下1階 総務局会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)アと同じ

(4) 開札の場所

8(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(4) 10(3)の解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

川崎市公告（調達）第 4 号

入札公告

平成25年 1 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

航空機騒音観測装置（中原）賃貸借

(2) 履行場所

川崎市環境局環境対策部交通環境対策課（川崎市川崎区宮本町 1 番地）

中原一般環境大気測定局（川崎市中原区小杉町 3-245）

(3) 履行期間

平成25年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第 2 条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿の業種「リース」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去 5 年間に、本市又は他官公庁において同規模

の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出場所

川崎市環境局環境対策部交通環境対策課

担当 近藤

郵便番号 210-8577

住所 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電 話 044-200-2530

F A X 044-200-3922

E-mail 30koutu@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成25年 1 月10日（木）から平成25年 1 月17日（木）まで

イ 配布・提出時間

午前 8 時30分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 装置の仕様及びカタログ等

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類（競争入札参加申込書）は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。）ダウンロードができない場合には、上記 3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。（「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>）

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、入札期日において、平成 25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成25年 1 月24日（木）までに送付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記 3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成25年 1 月24日（木）から平成25年 1 月28日（月）午後 5 時まで

(3) 問い合わせ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する F A X 又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成25年 1 月31日(木)までに、参加全社あてに電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで 1 円未満の端数を切り捨てた額)を 84 ヶ月で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 入札書の提出日時

平成25年 2 月 8 日(金) 午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市役所第 4 庁舎第 4 会議室 川崎区宮本町 3-3

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 入札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等

は、上記 3 (1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は 3 (1)に同じ。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 当該落札決定の効果は、平成25年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要するものとします。

川崎市公告(調達) 第 5 号

入札公告

平成25年 1 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

交通情報・環境情報相互提供システム装置等の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市環境局環境対策部交通環境対策課(川崎市川崎区宮本町 1 番地)

川崎市環境総合研究所(川崎市川崎区殿町 3-25-13)

(3) 履行期間

平成25年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第 2 条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿の業種「リース」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去 5 ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争

参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出場所

川崎市環境局環境対策部交通環境対策課

担当 近藤

郵便番号 210-8577

住所 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電 話 044-200-2530

F A X 044-200-3922

E-mail 30koutu@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成25年 1 月10日（木）から平成25年 1 月17日（木）まで

イ 配布・提出時間

午前 8 時30分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 装置の仕様及びカタログ等

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類（競争入札参加申込書）は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。）ダウンロードができない場合には、上記 3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。（「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>）

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、入札期日において、平成 25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成25年 1 月24日（木）までに送付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記 3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成25年 1 月24日（木）から平成25年 1 月28日（月）午後 5 時まで

(3) 問い合わせ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定する F A X 又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成25年 1 月31日（木）までに、参加全社あてに電子メール又は F A

Xにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きで総額で行います。月額の賃貸借料（税抜きで 1 円未満の端数を切り捨てた額）を 60 ヶ月で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 入札書の提出日時

平成25年 2 月 8 日（金）午前10時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市役所第 4 庁舎第 4 会議室 川崎区宮本町 3-3

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 入札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記 3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) の「契約関係規定」

で閲覧することができます。

9 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 当該落札決定の効果は、平成25年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告（調達）第6号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成25年 1 月10日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

- 1 調達の名称
福祉総合情報システム（第一次）システム導入・移行支援業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局
健康福祉局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成24年12月11日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 野村総合研究所
代表取締役社長 嶋本 正
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
- 5 契約金額
28,875,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第7号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成25年 1 月10日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

- 1 調達の名称
福祉総合情報システム
「新福祉システムに伴う現行システムデータ連携システム改修」委託
- 2 契約に関する事務担当部局
健康福祉局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成24年11月27日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社川崎支店
支店長 岸上 弥生
川崎市川崎区東田町8番地（パレール三井ビル）
- 5 契約金額
47,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第8号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成25年 1 月10日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

- 1 調達の名称
「現行福祉総合情報システム機器リプレースに伴うアプリケーション移行検証」委託契約
- 2 契約に関する事務担当部局
健康福祉局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成24年11月27日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社川崎支店
支店長 岸上 弥生
川崎市川崎区東田町8番地（パレール三井ビル）
- 5 契約金額
83,238,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第9号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 1 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入（製造）物品及び数量

ハイブリッド小型ごみ車 10台

(2) 購入（製造）物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書により指定する場所

(4) 納入期限

平成25年 7 月31日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成25年 1 月24日までに行ってください。

(4) この購入（製造）物品について過去10年以内に類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、1 契約につき1,000,000円以上とします。

(5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じ、速やかに提供できること。

(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 西山
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話044-200-2091

イ 閲覧期間 平成25年 1 月10日～平成25年 1 月24日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前 8 時30分～正午、午後 1 時～午後 5 時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>) の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 平成25年 1 月10日～平成25年 1 月24日
午前 8 時～午後 8 時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 平成25年 1 月10日～平成25年 1 月24日
午前 8 時～午後 8 時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記 3(1)の場所に、上記 3(1)の期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記 3(1)アに同じ。

なお、上記 3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記 3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調査（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入ことができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 仕様に関する問い合わせ先

環境局生活環境部収集計画課 担当 山田
電話 044-200-2570

7 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成23・24年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに平成25年2月13日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成25年2月13日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 平成25年2月21日
午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 平成25年2月21日
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所本庁舎地下入札室
川崎市川崎区宮本町1番地

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 平成25年2月20日 必着
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年2月21日 午前11時00分

イ 場所 川崎市役所本庁舎地下入札室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時

停止することがあります。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Small hybrid refuse vehicles 10units

- (2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 21 February 2013

- (3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL : 044-200-2091

川崎市公告（調達）第10号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 1 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

ネットワークセキュリティ診断委託契約

- (2) 履行場所

川崎市川崎区東田町 5 番地 4 川崎市役所第 3 庁舎 8 階ほか

- (3) 履行期間

平成25年 2 月 1 日から平成25年 3 月26日まで

- (4) 調達概要

ネットワークセキュリティ診断委託
「入札仕様書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第 2 条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成23・24年度業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物件について確実に納入することができること。
- (5) 経済産業省が作成した「平成24年度情報セキュリティ監査企業台帳」に記載があり、台帳内の「セキュリティ関連業務」において「リスク評価／脆弱性評価サービス」に該当する業者であること。
- (6) ネットワークセキュリティ診断について、本市若しくはその他の政令指定都市又は都道府県に対し、

類似の契約実績があること。

- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の郵送による提出は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地

総務局情報管理部システム管理課 村井・木村担当

電話 044-200-2111（代表）

044-200-2057（直通）

F A X 044-200-3752

- (2) 配布・提出期間

平成25年 1 月10日（木）から平成25年 1 月17日（木）までとします（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで）。

- 4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 日時

平成25年 1 月21日（月）

午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで

- (2) 場所

3(1)に同じ

- (3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は 3(1)の場所において平成25年 1 月10日（木）から平成25年 1 月17日（木）まで縦覧に供します（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで）。

- 5 仕様に関する問い合わせ先

- (1) 3(1)に同じ

- (2) 質問受付期間は、平成25年 1 月21日（月）から平成25年 1 月23日（水）までとします（毎日午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで）。また、質問については、入札説明書に添付の「質問書」にてお願いします。（F A X又は持参にてお願いします。）

なお、回答については平成25年 1 月25日（金）、

全社に文書（FAX又は電子メール）にて送付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は、総額（税抜き）で行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種工事・設定・代行手続等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の5%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年 1月30日（水） 午後2時

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎 9階 開発室1

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告（調達）第11号

調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公示します。

平成25年 1月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

車載型無線機移設（救急系）業務委託

(2) 履行場所

川崎市多摩区枳形2-6-1 多摩消防署ほか

(3) 履行期間

平成25年 1月31日から平成25年 3月31日まで

(4) 調達概要

救急車両の更新及びこれに伴う車両配置換えに伴い、150MHz帯救急系車載型無線機の移設を行うことにより、救急車両と指令センター・各消防署間の消防無線通信の運用を確保する。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本件入札は、次の関係する条例、規則等を理解し、また、次の条件をすべて満たす者が参加できるものとする。

(1) 関係条例、規則等

ア 川崎市契約条例

イ 川崎市契約規則

ウ 川崎市一般競争入札実施要綱

エ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱

オ 川崎市競争入札参加者心得

(2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条に該当しないこと。

(3) 入札日までに、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成23・24年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「施設維持管理」、種目「電気機械」に登録されていること。

(5) 過去3年度に次のア又はイの実績を有すること。

ア 本市又は他市町村における、消防救急無線又は防災行政無線の保守点検業務委託請負実績。

イ 本市又は他市町村における、消防救急無線又は防災行政無線の設置、移設、撤去いずれかの業務委託（工事）請負実績。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8565

川崎市川崎区南町20番地 7

川崎市消防局警防部指令課情報係（川崎市消防局
総合庁舎 7 階）

電話 044-223-2640（直通）

(2) 配布・提出期間

平成25年 1 月10日から平成25年 1 月21日の、土日
祝日を除く 9 時から12時までと、13時から17時15分
まで。

(3) 提出方法

持参（郵送提出不可）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に
は、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付
する。

(1) 交付日時

平成25年 1 月22日

(2) 交付場所

本市業者登録の電子メールアドレスに電子ファイ
ルで送信する。

(3) 入札仕様書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併
せて、無償で入札説明書及び入札仕様書を交付する。

ア 仕様書交付日時

4 (1)に同じ

イ 交付場所

4 (2)に同じ

5 入札説明書の閲覧

入札説明書は 3 (1)の場所において、平成25年 1 月10
日から平成25年 1 月21日の土日祝日を除く 9 時から12
時までと13時から17時15分まで縦覧に供する。

6 仕様書等に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3 (1)に同じ

(2) 提出方法

一般競争入札参加資格確認通知書に添付してある
「質問書」を持参又は電子メールで提出する。（郵
送提出不可）(84sirei@city.kawasaki.jp)

(3) 受付期限

平成25年 1 月22日から平成25年 1 月25日の土日祝
日を除く 9 時から12時までと13時から17時15分ま
で。ただし、電子メールによる質問は上記期間中24
時間受け付ける。

(4) 回答日

平成25年 1 月28日に、一般競争入札参加資格確認
通知書を交付した全社に文書（FAX又は電子メー
ル）で送付する。

7 入札手続等

(1) 入札方法

本市指定の入札書による入札方式

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時：平成25年 1 月30日 10時30分

イ 場所：川崎市川崎区南町20番地 7 川崎市消防
局総合庁舎 7 階 第 2 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参（郵送提出不可）

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条に基づき作成した予定価格
の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行っ
た者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合
は、調査を行うことがある。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無いものが行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入
札は無効とする。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除（川崎市契約規則第33条 5 号の適用）

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日
本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本件業務の詳細は入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約条項等の閲覧

本件入札に関する条例、規則、要綱等は、次の川
崎市インターネットホームページから閲覧すること
ができる。

ア 川崎市例規集

[http://www.reiki.city.kawasaki.jp/cgi-bin/
kawasaki/startup.cgi](http://www.reiki.city.kawasaki.jp/cgi-bin/kawasaki/startup.cgi)

イ 川崎市要綱

[http://www.city.kawasaki.jp/templates/
outline/0-Curr.html](http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/0-Curr.html)

ウ 入札情報かわさき契約関係規定

[http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.
htm](http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm)

川崎市公告（調達）第12号

調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公
示します。

平成25年 1 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

ヘリコプターテレビ電送システム伝送路改修業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区南町20－7 川崎市消防局ほか1 か所

(3) 履行期間

平成25年 1 月31日から平成25年 3 月31日まで

(4) 調達概要

本市消防局が運用しているヘリコプターテレビ電送システムのうち、通信事業者のサービスが終了する第一種映像電送の伝送路を、登録局無線機を用いた伝送路に改修する業務委託である。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本件入札は、次の関係する条例、規則等を理解し、また、次の条件をすべて満たす者が参加できるものとする。

(1) 関係条例、規則等

ア 川崎市契約条例

イ 川崎市契約規則

ウ 川崎市一般競争入札実施要綱

エ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱

オ 川崎市競争入札参加者心得

(2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条に該当しないこと。

(3) 入札日までに、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成23・24年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「施設維持管理」、種目「電気機械」に登録されていること。

(5) 過去3年度に次の実績を有すること。

本市又は他官公庁における、対向通信をする無線局（5GHz帯登録局、固定局（多重無線、FWA）など）無線機の整備実績又は保守点検実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210－8565

川崎市川崎区南町20番地 7

川崎市消防局警防部指令課情報係（川崎市消防局総合庁舎 7 階）

電話 044－223－2640（直通）

(2) 配布・提出期間

平成25年 1 月10日から平成25年 1 月21日の、土日祝日を除く 9 時から12時までと、13時から17時15分まで。

(3) 提出方法

持参（郵送提出不可）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付する。

(1) 交付日時

平成25年 1 月22日

(2) 交付場所

本市業者登録の電子メールアドレスに電子ファイルで送信する。

(3) 入札仕様書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書及び入札仕様書を交付する。

ア 仕様書交付日時

4 (1)に同じ

イ 交付場所

4 (2)に同じ

5 入札説明書の閲覧

入札説明書は 3 (1)の場所において、平成25年 1 月10日から平成25年 1 月21日の土日祝日を除く 9 時から12時までと13時から17時15分まで縦覧に供する。

6 仕様書等に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3 (1)に同じ

(2) 提出方法

一般競争入札参加資格確認通知書に添付してある「質問書」を持参又は電子メールで提出する。（郵送提出不可）(84sirei@city.kawasaki.jp)

(3) 受付期限

平成25年 1 月22日から平成25年 1 月25日の土日祝日を除く 9 時から12時までと13時から17時15分まで。ただし、電子メールによる質問は上記期間中24時間受け付ける。

(4) 回答日

平成25年 1 月28日に、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全社に文書（FAX又は電子メール）で送付する。

7 入札手続等

(1) 入札方法

本市指定の入札書による入札方式

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時：平成25年 1 月30日 10時00分

イ 場所：川崎市川崎区南町20番地 7 川崎市消防局総合庁舎 7 階 第2会議室

(3) 入札書の提出方法

持参（郵送提出不可）

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条に基づき作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがある。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無いものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とする。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除 (川崎市契約規則第33条5号の適用)

(2) 契約書作成の要否
要

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本件業務の詳細は入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約条項等の閲覧

本件入札に関する条例、規則、要綱等は、次の川崎市インターネットホームページから閲覧することができる。

ア 川崎市例規集

<http://www.reiki.city.kawasaki.jp/cgi-bin/kawasaki/startup.cgi>

イ 川崎市要綱

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/0-Curr.html>

ウ 入札情報かわさき契約関係規定

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

川崎市公告 (調達) 第13号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 1月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び納入予定数量

重金属安定剤 約209トン

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書によります。

(4) 納入期間

平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

(5) 本案件は、紙入札方式により行います。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬品」種目「化学工業薬品」に記載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種・種目に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成25年 1月23日までに行ってください。

(4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

(5) この購入物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 山崎
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話044-200-2091

イ 閲覧期間 平成25年 1月10日～平成25年 1月23日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前 8時30分～正午、午後 1時～午後 5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>) の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 平成25年 1月10日～平成25年 1月23日
午前 8時～午後 8時

4 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

(1) 配布、提出及び問い合わせ先

上記 3(1)アに同じ。

なお、上記 3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記 3(1)イに同じ。

5 入札説明書の交付

上記 4 により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は上記 3 のとおり縦覧に供します。

6 一般競争入札参加者に求められる義務

(1) この入札の参加者は、次により仕様についての説明を受けなければなりません。

ア 日時 平成25年 1月30日又は31日

時間については、別途入札参加者にお知らせします。

イ 場所 川崎市川崎区浮島町509番地 1

川崎市浮島処理センター

(2) この入札の参加者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を納入できることを証するため、次のとおり書類を提出しなければなりません。

また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。

ア 提出書類

(ア) 上記 1(1)の購入物品の性状等に関する証明書類(仕様書によります。)

(イ) 上記 1(1)の購入物品を安定して供給できることを証明する書類(代理店証明書等)

イ 提出場所 上記 3(1)アに同じ。

ウ 提出期間 平成25年 1月31日～平成25年 2月27日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前 8 時30分～正午、午後 1 時～午後 5 時

7 仕様に関する問い合わせ先

環境局施設部処理計画課 担当 花村

電話 044-200-2576

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成 25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに平成25年 3月 8日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成25年 3月 8日の午前 9 時～正午に上記 3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知

書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

薬品 1 トンあたりの単価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年 3月14日

午前11時00分

イ 場所 川崎市役所本庁舎地下入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期限 平成25年 3月13日 必着

イ あて先 上記 3(1)アに同じ

(4) 入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 9 条第 2 号の「その者が契約を締結しないこととなおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札案件ごとにそれぞれ入札単価に予定数量を乗じて得た額の 2 パーセントを入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、平成25年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Heavy metal stabilizer, approximately 209t

(2) Time-limit for tender :

11:00 AM, 14 March 2013

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL : 044-200-2091

川崎市公告（調達）第14号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 1 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び納入予定数量

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（上半期）

約15,000本

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

健康福祉局健康安全室指定場所

(4) 納入期間

平成25年 4 月 1 日から平成25年 9 月30日まで

(5) 本案件は、紙入札方式により行います。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬品」種目「医薬品」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成25年 1 月30日までに行ってください。

(4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

(5) この購入物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 山崎

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話044-200-2091

イ 閲覧期間 平成25年 1 月10日～平成25年 1 月30日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」（アドレス <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>）の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 平成25年 1 月10日～平成25年 1 月30日

午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により上記1(1)の購入物品について一般競争入札参加申込書等を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

(1) 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記1(1)の購入物品を安定して供給できることを証明する書類（代理店証明書等）

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は上記3のとおり縦覧に供します。

6 仕様に関する問い合わせ先

健康福祉局健康安全室 担当 安澤

電話 044-200-2440

7 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに平成25年2月27日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成25年2月27日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

上記1(1)の購入物品を入札に付し、薬品1本あたりの単価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月6日

午前11時00分

イ 場所 川崎市役所本庁舎地下入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期限 平成25年3月5日 必着

イ あて先 上記3(1)アに同じ

(4) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札案件ごとにそれぞれ入札単価に予定数量を乗じて得た額の2パーセントを入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としてします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、平成25年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10パーセントを納付しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否
必要とします。

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Freeze-dried live attenuated measles-rubella combined vaccine,
approximately 15,000 vials
- (2) Time-limit for tender :
11:00 AM, 6 March 2013
- (3) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
TEL : 044-200-2091

川崎市公告（調達）第15号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 1 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び納入予定数量

ア 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン 約73,000本
イ 4種混合ワクチン「テトラビック」 約11,500セット
ウ 4種混合ワクチン「クアトロバック」約23,000本
エ 不活化ポリオワクチン 約22,500本
オ BCGワクチン（一人用）約14,500箱

- (2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

- (3) 納入場所

健康福祉局健康安全室指定場所

- (4) 納入期間

平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

- (5) 本案件は、紙入札方式により行います。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬品」種目「医薬品」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成25年 1 月30日までに行ってください。

- (4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
- (5) この購入物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

- (1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 山崎
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話044-200-2091

イ 閲覧期間 平成25年 1 月10日～平成25年 1 月30日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前 8 時30分～正午、午後 1 時～午後 5 時

- (2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>) の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 平成25年 1 月10日～平成25年 1 月30日
午前 8 時～午後 8 時

4 一般競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ

わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により上記 1 (1) の購入物品ごとにそれぞれ一般競争入札参加申込書等を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

(1) 配布、提出及び問い合わせ先

上記 3 (1) アに同じ。

なお、上記 3 (2) のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記 3 (1) イに同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記 1 (1) の購入物品を安定して供給できることを証明する書類（代理店証明書等）

5 入札説明書の交付

上記 4 により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は上記 3 のとおり縦覧に供します。

6 仕様に関する問い合わせ先

健康福祉局健康安全室 担当 安澤

電話 044-200-2440

7 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成 25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに平成25年 2月27日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成25年 2月27日の午前 9 時～正午に上記 3 (1) アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

上記 1 (1) の購入物品ごとにそれぞれ入札に付し、

薬品 1 本 (セット又は箱) あたりの単価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年 3 月 6 日

午前11時00分

イ 場所 川崎市役所本庁舎地下入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期限 平成25年 3 月 5 日 必着

イ あて先 上記 3 (1) アに同じ

(4) 入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 9 条第 2 号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札案件ごとにそれぞれ入札単価に予定数量を乗じて得た額の 2 パーセントを入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効としします。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、平成25年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を条件としします。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 33 条第 5 号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の 10 パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要としします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- ① Freeze-dried Japanese Encephalitis vaccine, approximately 73,000 vials
- ② Adsorbed diphtheria-purified pertussis-tetanus-inactivated poliovirus combined vaccine「TETRABIK」, approximately 11,500 sets
- ③ Adsorbed diphtheria-purified pertussis-tetanus-inactivated poliovirus

combined vaccine「Quattrovac」,
approximately 23,000 vials

- ④ Inactivated Poliovirus Vaccine,
approximately 22,500 vials

- ⑤ BCG vaccine, approximately 14,500 packs

- (2) Time-limit for tender :

11:00 AM, 6 March 2013

- (3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL : 044-200-2091

税 公 告

川崎市税公告第90号

平成24年11月29日付け川崎市税公告第85号を次のとおり訂正します。

平成24年12月17日

川崎市長 阿 部 孝 夫

【誤】

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成24年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8 月 随 時 分	平成24年12月11日	計190件

【正】

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成24年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8 月 随 時 分	平成24年12月11日	計71件

川崎市税公告第91号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成24年12月18日

川崎市長 阿 部 孝 夫

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成24年度	市民税・県民税 (普通徴収)	11月随時分 以降	平成25年1月4日 (11月随時分)	計54件
平成24年度 (平成23年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	11月随時分	平成25年1月4日 (11月随時分)	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第92号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成24年12月18日

川崎市長 阿部孝夫

(別紙省略)

川崎市税公告第93号

次の市税に係る納税通知書(課税額変更(取消)通知書)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成24年12月18日

川崎市長 阿部孝夫

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成24年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分		計2件

(別紙省略)

川崎市税公告第94号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見

積価額を公告します。

平成24年12月26日

川崎市長 阿部孝夫

(取扱事務所 川崎市みぞのくち市税事務所)

公 売 財 産	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり
公 売 保 証 金	
見 積 価 額	
公 売 方 法	期間入札
入 札 参 加 申し込み期間	平成25年1月8日(火)午後1時00分から平成25年1月22日(火)午後11時00分まで (ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムメンテナンス等の期間を除く。)
入 札 期 間	平成25年1月29日(火)午後1時00分から平成25年2月5日(火)午後1時00分まで (ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムメンテナンス等の期間を除く。)
公 売 場 所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上
売却決定の日時	平成25年2月12日(火)午前10時30分
売却決定の場所	川崎市みぞのくち市税事務所納税課事務室

買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	平成25年 2 月12日 (火) 午後 2 時30分
買受人について の 資 格 及 び そ の 他 の 要 件	差押財産を換価される滞納者 (その依頼人を含む。) 及び税務職員並びに国税徴収法第108条 第 1 項各号の規定に該当する者は、買受人となる資格がありません。
そ の 他	別紙「その他事項」のとおり
配 当 を 受 け る 者 の 権 利 の 申 出 に つ い て	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置 権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容 を市長あて申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、川崎市みぞのくち市税事務所納税課に用意してあります。

公売財産、公売保証金及び見積価額

売却区分番号	公売財産の名称、数量、性質及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容	公売保証金	見積価額
み12-003	土地の表示 不動産番号 0416000283249 所 在 いすみ市岬町桑田字芝田 地 番 1475番25 地 目 山林 地 積 450㎡ 不動産番号 0416000283236 所 在 いすみ市岬町桑田字芝田 地 番 1475番10 地 目 山林 地 積 695㎡ 持 分 696分の61 以上、登記簿による表示	100,000円	820,000円
み12-004	土地の表示 不動産番号 0618000274978 所 在 那須郡那須町大字高久乙字遅山 地 番 3375番2385 地 目 山林 地 積 288㎡ 不動産番号 0618000274979 所 在 那須郡那須町大字高久乙字遅山 地 番 3375番2386 地 目 山林 地 積 300㎡ 以上、登記簿による表示	100,000円	760,000円

(その他事項省略)

(取扱事務所 川崎市しんゆり市税事務所)

公 売 財 産	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり
公 売 保 証 金	
見 積 価 額	

公 売 方 法	期間入札
入 札 参 加 申 し 込 み 期 間	平成25年 1 月 8 日 (火) 午後 1 時00分から平成25年 1 月22 日 (火) 午後11時00分まで (ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムメンテナンス等の期間を除く。)
入 札 期 間	平成25年 1 月29 日 (火) 午後 1 時00分から平成25年 2 月 5 日 (火) 午後 1 時00分まで (ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムメンテナンス等の期間を除く。)
公 売 場 所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上
売却決定の日時	平成25年 2 月12 日 (火) 午前10時30分
売却決定の場所	川崎市しんゆり市税事務所納税課事務室
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	平成25年 2 月12 日 (火) 午後 2 時30分
買受人について の 資 格 及 び そ の 他 の 要 件	差押財産を換価される滞納者(その依頼人を含む。)及び税務職員並びに国税徴収法第108条 第 1 項各号の規定に該当する者は、買受人となる資格がありません。
そ の 他	別紙「その他事項」のとおり
配 当 を 受 け る 者 の 権 利 の 申 出 に つ い て	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置 権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容 を市長あて申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、川崎市しんゆり市税事務所納税課に用意してあります。

公売財産、公売保証金及び見積価額

売却区分番号	公売財産の名称、数量、性質及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容	公売保証金	見積価額
し12-002	土地の表示 不動産番号 4302000228315 所 在 伊達市有珠町 地 番 286番26 地 目 雑種地 地 積 3305㎡ 主である建物の表示 不動産番号 4302000234343 所 在 伊達市有珠町286番地 1 家 屋 番 号 286番 1 の 2 種 類 車庫 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 194.40㎡ 不動産番号 4302000234344 所 在 伊達市有珠町286番地 1 家 屋 番 号 286番 1 の 3 種 類 事務所 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 216.98㎡ 附属建物の表示 符 号 1 種 類 便所 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 面 積 13.24㎡ 以上、登記簿による表示	600,000円	5,070,000円

し12-003	別紙財産目録のとおり	2, 100, 000円	20, 500, 000円
---------	------------	--------------	---------------

財 産 目 録	
土地の表示	
不動産番号	0212000182252
所 在	川崎市多摩区西生田五丁目
地 番	6538番 1
地 目	山林
地 積	2. 30㎡
不動産番号	0212000182274
所 在	川崎市多摩区西生田五丁目
地 番	6538番27
地 目	宅地
地 積	47. 85㎡
不動産番号	0212000182275
所 在	川崎市多摩区西生田五丁目
地 番	6538番28
地 目	宅地
地 積	61. 20㎡
不動産番号	0212000182276
所 在	川崎市多摩区西生田五丁目
地 番	6538番29
地 目	宅地
地 積	119. 85㎡
不動産番号	0212001175946
所 在	川崎市多摩区西生田五丁目
地 番	6538番34
地 目	宅地
地 積	28. 33㎡

不動産番号	0212001175942
所 在	川崎市多摩区西生田五丁目
地 番	6538番35
地 目	山林
地 積	14㎡
不動産番号	0212001175943
所 在	川崎市多摩区西生田五丁目
地 番	6538番36
地 目	山林
地 積	139㎡
不動産番号	0212001175945
所 在	川崎市多摩区西生田五丁目
地 番	6538番40
地 目	宅地
地 積	16. 92㎡
不動産番号	0212001175944
所 在	川崎市多摩区西生田五丁目
地 番	6538番41
地 目	宅地
地 積	12. 19㎡
以上、登記簿による表示	

(その他事項省略)

川崎市税公告第95号

平成24年12月18日付け川崎市税公告第91号を次のとおり訂正します。

平成24年12月26日

川崎市長 阿 部 孝 夫

【誤】

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成24年度	市民税・県民税 (普通徴収)	11月随時分 以降	平成25年1月4日 (11月随時分)	計54件

【正】

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成24年度	市民税・県民税 (普通徴収)	11月随時分 以降	平成25年1月4日 (11月随時分)	計53件

川崎市税公告第96号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25

年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成24年12月27日

川崎市長 阿 部 孝 夫

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成23年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 4 期 分	平成25年 1 月 8 日	計 1 件
平成23年度 （平成21年 度課税分）	市民税・県民税 （普通徴収）	3 月 随 時 分	平成25年 1 月 8 日	計 1 件
平成23年度 （平成22年 度課税分）	市民税・県民税 （普通徴収）	3 月 随 時 分	平成25年 1 月 8 日	計 1 件
平成24年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 1 期 分	平成25年 1 月 8 日	計 3 件
平成24年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 2 期 分	平成25年 1 月 8 日	計 8 件
平成24年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 3 期 分	平成25年 1 月 8 日	計465件
平成24年度	市民税・県民税 （普通徴収）	8 月 随 時 分	平成25年 1 月 8 日	計 1 件
平成24年度	市民税・県民税 （普通徴収）	9 月 随 時 分	平成25年 1 月 8 日	計117件
平成24年度 （平成23年 度課税分）	市民税・県民税 （普通徴収）	9 月 随 時 分	平成25年 1 月 8 日	計 1 件
平成24年度	市民税・県民税 （普通徴収）	10 月 随 時 分	平成25年 1 月 8 日	計28件
平成24年度 （平成23年 度課税分）	市民税・県民税 （普通徴収）	10 月 随 時 分	平成25年 1 月 8 日	計 2 件
平成23年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 （土地・家屋）	第 4 期 分	平成25年 1 月 8 日	計 1 件
平成24年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 （土地・家屋）	第 2 期 分	平成25年 1 月 8 日	計 1 件

（別紙省略）

川崎市税公告第97号

市税過誤納金等還付（充当）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税

条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成24年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫
(別紙省略)

川崎市税公告第98号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成24年12月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫
(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第49号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市入江崎余熱利用プール条例(平成8年川崎市条例第7号)第13条第3項の規定により告示します。

平成24年12月17日

川崎市上下水道事業管理者 平 岡 陽 一

管理を行わせる 施設の名称及び 所在地	川崎市入江崎余熱利用プール 川崎市川崎区塩浜3丁目24番12号
指定管理者	(所 在 地) 川崎市幸区堀川町580番地 (名 称) 株式会社明治スポーツプラザ (代表者名) 代表取締役 石原 良太郎
指定期間	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで

川崎市上下水道局告示第50号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成24年12月25日

川崎市上下水道事業管理者 平 岡 陽 一

1 指 定 番 号 第1318号

氏名又は名称 ロイヤルホームセンター株式会社

住 所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号

代 表 者 氏 名 中山 正明

指 定 年 月 日 平成24年12月25日

2 指 定 番 号 第1319号

氏名又は名称 ホームライフパートナーズ株式会社

住 所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目5番6号

日本橋大江戸ビル4階

代 表 者 氏 名 福山 正寛

指 定 年 月 日 平成24年12月25日

3 指 定 番 号 第1320号

氏名又は名称 株式会社コスモ

住 所 埼玉県新座市片山一丁目15番4号

代 表 者 氏 名 森 英夫

指 定 年 月 日 平成24年12月25日

川崎市上下水道局告示第51号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成24年12月25日

川崎市上下水道事業管理者 平 岡 陽 一

1 指 定 番 号 第735号

氏名又は名称 倭土木工業株式会社

住 所 東京都小金井市東町五丁目24番12号

代 表 者 氏 名 (新) 望月 泰

(旧) 望月 正人

変 更 年 月 日 平成24年10月19日

2 指 定 番 号 第519号

氏名又は名称 有限会社南

住 所 (新) 神奈川県厚木市愛甲一丁目6番8号

(旧) 神奈川県厚木市愛甲971番地

代 表 者 氏 名 牧田 恒男

変 更 年 月 日 平成24年11月5日

3 指 定 番 号 第883号

氏名又は名称 株式会社勝栄工業

住 所 神奈川県高座郡寒川町田端1180番地

代 表 者 氏 名 (新) 中内 靖修

(旧) 山本 哲

変 更 年 月 日 平成24年11月1日

川崎市上下水道局告示第52号

川崎市排水設備指定工事店の指定について
川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平